

# 高山市環境基本計画（案）

（改訂版）

高 山 市

# 目次

## 第1章 計画の基本的事項

1. 策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2

## 第2章 目指す姿

1. 基本理念	3
2. 将来像	3
3. 計画の視点	3

## 第3章 施策の展開

1. 施策の体系	4
2. 施策の展開	
【基本目標1】自然との共生	
①自然環境の保全と活用	
②自然とふれあう空間の創出	
③生物多様性の保全	
【基本目標2】地球環境の保全	
①自然エネルギーを活かしたまちづくり	
②低炭素社会の形成	
③気候変動影響リスクの低減	
【基本目標3】快適な生活環境の確保	
①公害対策の強化	
②循環型社会の構築	
③ごみの適正処理	
【基本目標4】豊かな社会環境の整備	
①文化財等の保存・継承	

②個性ある景観の保全・創出・・・・・・・・・・・・・・・・

③住みよい都市基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・

【基本目標5】環境にやさしい人づくり・・・・・・・・

①情報の共有・・・・・・・・・・・・・・・・

②学習・教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・

③意識の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・

## 第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・

2. 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・

3. 各主体・組織の構成・役割・・・・・・・・

参考資料・・・・・・・・

用語集・・・・・・・・

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 策定の背景

本市では、平成7年4月に、豊かで快適な環境の保全及び創造に係る基本理念を定めた「高山市環境基本条例(以下、「環境基本条例」という)」を制定しました。また、平成10年3月には、環境基本条例第7条に基づき「高山市環境基本計画」を策定し、環境に関する様々な課題に対して着実に取り組んできました。

その後、京都議定書の採択等による地球温暖化対策の進展やリサイクル関連法の整備など、社会情勢の変化への対応の必要性や、平成17年2月1日の市町村合併により日本一大きな面積を有する市となり、その美しく豊かな自然を守り快適に暮らせる環境整備や資源循環型社会の実現を図るため、平成18年3月に同計画の見直し(第2次計画)を行いました。

第2次計画を策定後、国では「温室効果ガス排出量を平成2(1990)年比で平成32(2020)年までに25%削減」という国際公約とその実現に向けた様々な取り組みをすすめ、現在は平成32年(2020)年までの温室効果ガス削減目標を、平成18(2005)年度比で3.8%削減するという目標に見直し、引き続き地球温暖化対策に取り組んでいるところです。また、平成20年に制定された「生物多様性基本法」やこれに基づき策定された「生物多様性国家戦略」、平成22年に開催されたCOP10等を契機とし、生物多様性の保全とその持続可能な利用を見据えた社会の実現のための施策の充実・強化が進められています。

そのような中、平成23年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故を契機に、これまで進められてきた一極集中型のエネルギー政策からそれぞれの地域にあった分散型供給システムへの転換が求められるなどエネルギー政策の見直しが急務となり、社会全体で再生可能エネルギーを普及・拡大させるとともに、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策の推進、日本の産業の育成を後押しする政策が進められています。

本市では、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策を推進するための総合的な計画として、平成27年3月に「第三次高山市環境基本計画」を策定しました。この計画は、平成36(2024)年度を目標年度とし、目指す将来像である「守りはぐくむ 豊かな自然とやさしい心 生命かがやく飛騨高山」の実現に向けて取り組みを進めてきました。

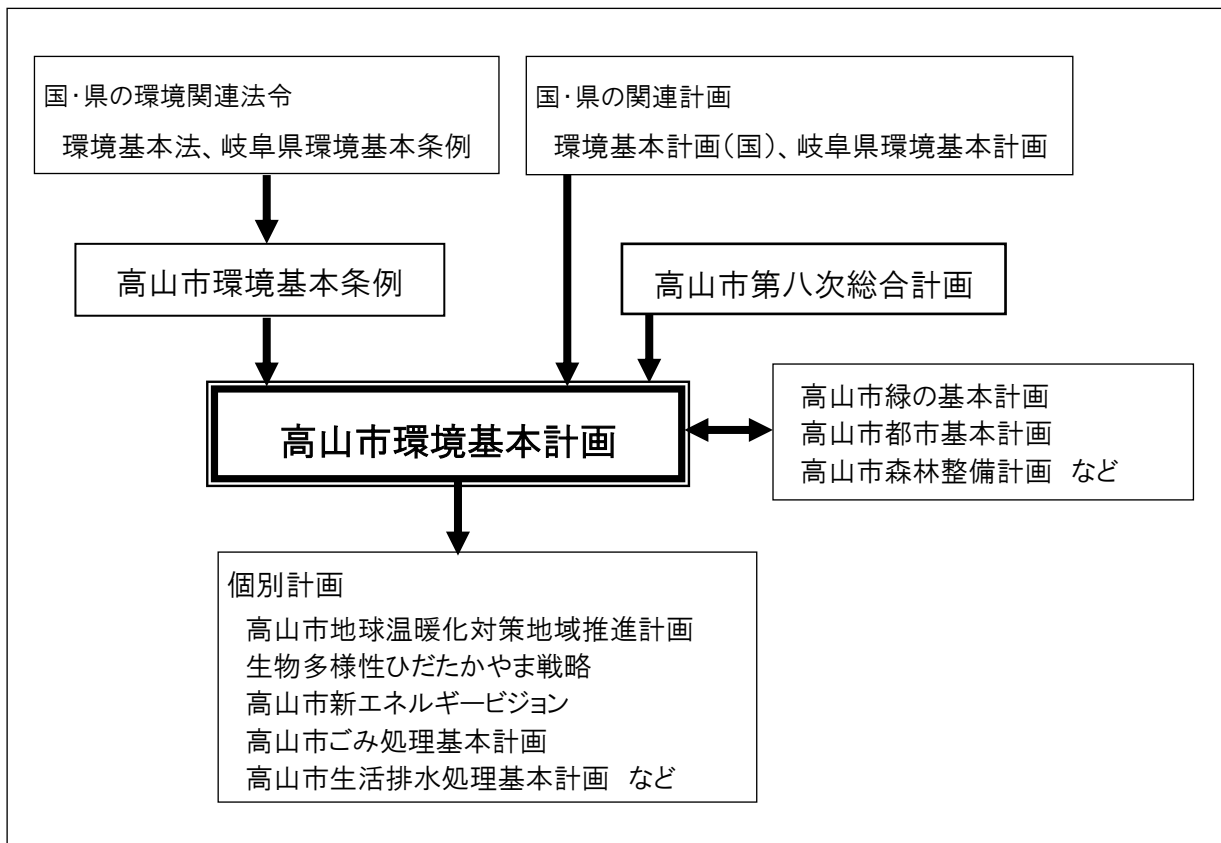
このたび計画策定後5年が経過し、地球温暖化の進行をはじめとする環境問題への対応、パリ協定や持続可能な開発のための目標(SDGs)など、本市を取り巻く情勢の変化に対応するため「第三次高山市環境基本計画(改訂版)」を策定しました。今後、この計画の実現に向けて、市民の皆さまとともに環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組みます。

## 2. 計画の位置づけ

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念のもと、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る上で、中心的な役割を担う環境面の総合的な計画です。

また、将来のあるべき姿とすすむべき方向について基本的な指針を示した「高山市第八次総合計画」では、あるべき姿（都市像）を「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」と定めており、本計画はその実現のため、豊かな自然と美しい景観などの特性を活かした持続可能なまちづくりをすすめる方向性を示す役割も担っています。

市が策定する個別計画で環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、環境の保全と創造に関する施策・事業や環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業は、この計画との整合を図る必要があります。



## 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの10年間とします。

## 第2章 目指す姿

### 1. 基本理念

環境基本条例第3条に定める基本理念を、この計画の基本理念とします。

#### 基本理念

1. 豊かで快適な環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮して、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって継承されるよう積極的に推進する。
2. 豊かで快適な環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷をできる限り低減する行動を行うことにより、積極的に推進する。
3. 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを考慮して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進する。

### 2. 将来像

環境基本条例の基本理念をふまえ、この計画の目指す将来像を次のとおりとします。

守りはぐくむ 豊かな自然とやさしい心 いのち 生命かがやく飛騨高山

### 3. 計画の視点

将来像の実現を目指し、計画を推進していくための長期的な視点を次のとおりとします。

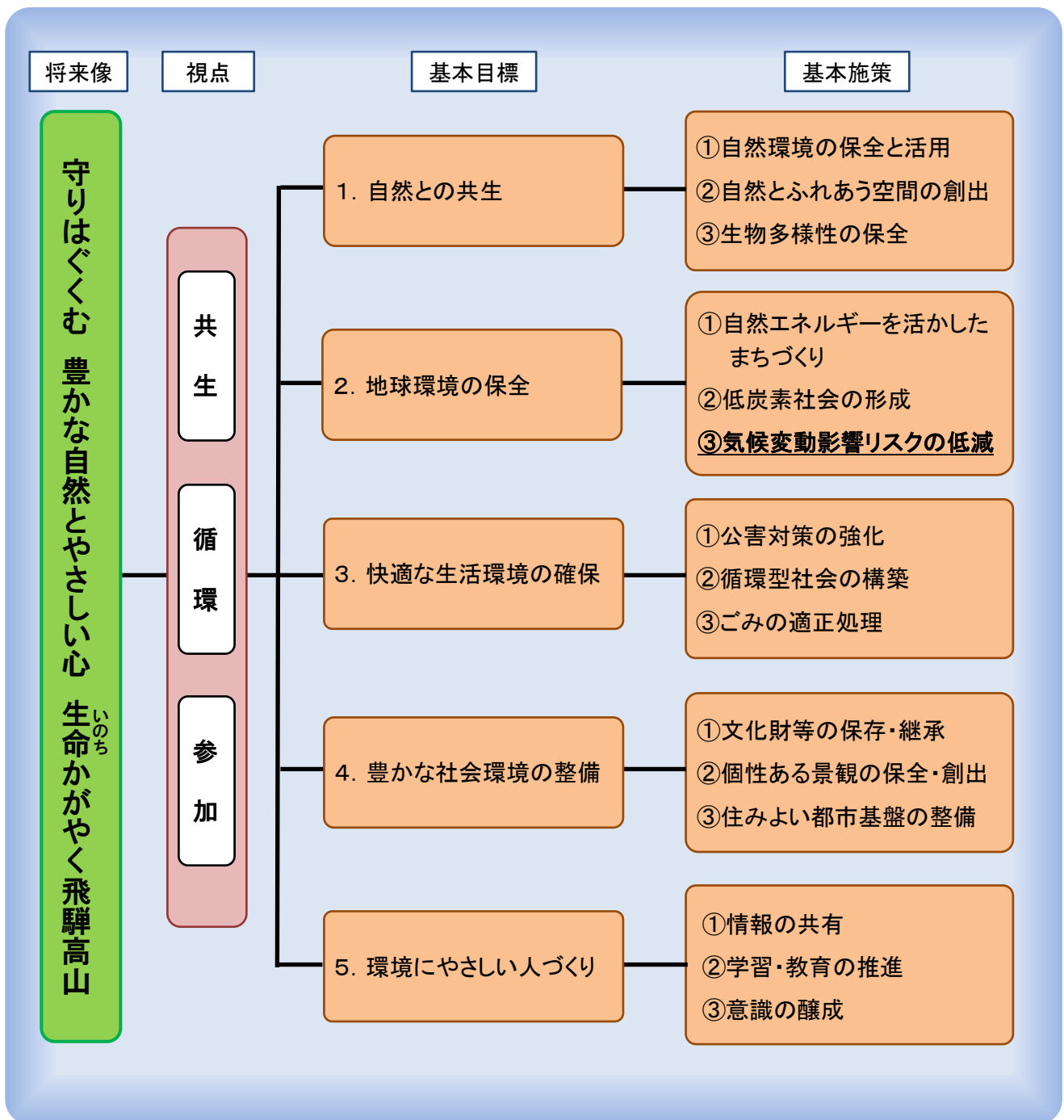
環境基本条例の基本理念のもと、「共生」、「循環」、「参加」の3つの視点から本市の持つ特性や時代の流れを的確にとらえ計画を推進します。

- 「共生」・・・自然と共存できる地域づくり
- 「循環」・・・環境負荷の少ない循環型地域づくり
- 「参加」・・・環境保全に協働する地域づくり

# 第3章 施策の展開

## 1. 施策の体系

将来像の実現に向け、5つの基本目標を設定し、基本施策を展開します。



## 2. 施策の展開

### 基本目標1 自然との共生

本市は、東に飛騨山脈、西に白山、南には御岳山と、山岳地に囲まれた広大な面積を有し、そのおおよそ9割は森林に覆われ、中央部の高山盆地に市街地があり、周辺地域では主に農林業が営まれています。

活発な地殻変動の影響を受けた地形や地質は変化に富み、傑出した自然景観を形成し、源流域を有する河川、湿地、池等のほか、高山帯から低山帯に至る多様な自然環境は、絶滅が危惧されている希少動植物を含む多種多様な生き物を育み、私たちの暮らしにも密接に関係しています。

その豊かで貴重な自然環境を大切に保全するとともに、自然への負荷に十分に配慮した利活用を図ることにより、自然との共生を図ります。

#### 基本施策①

#### 自然環境の保全と活用



#### 現状と課題

- ・動植物の生息環境は、海拔が436mから3,190mと標高差が大きく、内陸型と日本海型気候を併せ持ち高標高では山岳気候となるほか、植物の垂直分布は照葉樹林帯からハイマツ帯を超える高山帯までと広範囲となっており、多種多様な動植物が確認され、中には国の特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、絶滅を危惧される希少動植物が生息・生育しています。
- ・火山活動や造山運動等の影響を受けた地形や地質は変化に富み、急峻な山岳地や渓谷、湿原等特異な地形が形成されています。
- ・傑出した自然景観とともに貴重な動植物を守り後世に引き継ぐため、私たちは保護と利用のバランスを図りながら国立公園や県立自然公園等、豊かで恵まれた自然環境を地域資源として活かすことが望まれていますが、活性化に資する実践的な知識、情報の不足や担い手の減少が課題になっています。
- ・所有者や境界不明の森林及び森林経営に不向きな人工林の顕在化により、森林の適正管理を長期的視点ですすめることが困難になってきています。
- ・農地が減少する傾向にあり、水田等を生息地とする生き物等の生態系に影響を与えており、田園風景や緑の減少に繋がる農地転用許可や開発許可に際しては自然に配慮した運用が必要です。さらに、環境影響評価制度の適正運用も貴重な自然環境や快適な生活環境の保全と創出のために必要です。



- ・太陽光発電事業について、環境への影響が生じる事例の増加が顕在化している状況を踏まえ、令和2年4月1日から大規模な太陽光発電事業については環境影響評価法の対象事業として追加されることとなりました。
- ・本市は、宮川、小八賀川、飛驒川、小鳥川、高原川、庄川等清流に恵まれた都市であり、ホテル等の水辺の生物保護・観察や河川清掃などの市民活動も活発に行われ、水生生物等に配慮した河川や水路の整備がすすめられています。また、親水を目的とした河川環境整備もすすめられており、各河川の治水事業や災害復旧事業と併せて生態系保全や住民の憩いとレクリエーションの場を提供する多自然川づくりを基本とした河川整備をすすめる必要があります。

## 主な取り組み

### 1) 自然環境の保全

開発行為に対する指導や森林の適正な管理、環境に配慮した河川整備の実施などにより身近な自然環境の保全に努めます。

#### ●適正な宅地開発行為等の推進

- ・「都市計画法」等の関係法規及び「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」等の制度の適正な運用により、宅地開発等の行為に対して、自然環境や生活環境に配慮したものとなるよう指導・助言を行います。
- ・太陽光発電設備等の設置に対し、生活環境や美しい景観の維持保全を図りながら自然エネルギー導入を促進するため、高山市開発行為に関する指針に基づき指導・助言を行います。
- ・岐阜県地域環境保全指針に基づき、開発事業者への適切な指導・助言を行うことで、地域の希少な動植物や史跡、景観等の幅広い環境保全に努めます。
- ・「農業振興地域整備計画」による優良農地の確保と「農地法」に基づく農地転用許可制度の適正な運用や農用地利用計画の見直しを行うなど、農用地区域の適正利用と身近な田園景観や自然生態系の保全に努めます。

#### ●環境影響評価制度等の適正運用

- ・国や県の環境影響評価制度の適正な運用と環境保全についての指導、調整を図ります。

#### ●100年先の森林づくり

- ・高山市内の民有林を木材生産区域、環境保全区域、観光景観区域、生活保全区域の4つに区分し、100年先を見据えた長期的な視点で区域に応じた森林整備を進めます。
- ・森林所有者に対し、森林の適正な経営管理を促すため、森林環境譲与税を活用してあらたな森林管理システムによる森林資源の把握や境界明確化を行います。

#### ●森林の適正管理

- ・森林の適正利用を図るため、森林の開発時における森林法に基づく林地開発の許可や保安林の転用解除制度等の適正な運用に努めます。
- ・岐阜県水源地域保全条例に基づき指定された水源地域等、水源かん養林の保護・保全など隣接地域との連携や協力体制の強化に努めます。
- ・県の地域森林計画や高山市森林整備計画、森林所有者による森林経営計画に基づき、適正な森林施業をすすめるとともに、保安林整備などを計画的かつ持続的に促進します。
- ・適正な間伐等の管理により、森林の適正保全に努めるとともに、林業後継者の確保や生産活動の活性化を図ります。
- ・自然生態系や景観に配慮した林道開設・改良などにより、森林施業の推進や林業の生産性の向上、森林資源の高度利用をすすめます。
- ・間伐材や林地残材等の木質バイオマスエネルギー利用による里山林の維持管理や有効活用を促進します。

#### ●環境に配慮した河川整備

- ・市街地の河川について、周辺環境と調和した水辺空間の形成などにより親水性の確保を図るとともに、市民との協働による河川沿道の維持管理などをすすめ、市民や観光客等への良好な河川環境の提供に努めます。
- ・水環境の保全・創出を図るため、多くの水生生物が生息し、水辺に近づきたくくなるような河川を目指し、生活排水処理施設の整備や地域による美化活動、水質調査の実施などを通じて水質の浄化をすすめます。
- ・河川改修や開発事業等に伴う河川への影響について、関係機関との連携により監視・指導の強化に努めます。

#### ●自然災害の防止

- ・山地災害や農地災害、河川への土砂流出などの自然災害の未然防止に努めます。
- ・河川改修や雨水対策施設・土砂災害防止施設整備の促進、宮川防災ダム・久々野防災ダム・丹生川ダム等の管理などによる水害や土砂災害に備えた防災施設の強化を図ります。
- ・災害復旧事業にあたっては、自然環境や景観等に配慮した工法による復旧に努めます。

## 2) 地域特有の自然資源の保護

保存樹・保存林の貴重な樹木等や野生動植物の生息地・生育地の保護、自然保護意識の高揚を図るなどにより地域特有の自然資源の保護をすすめます。

#### ●保存樹・保存林等の保護・保全

- ・「高山市の緑を守り育てる条例」に基づき指定している地域の貴重な保存樹・保存林に

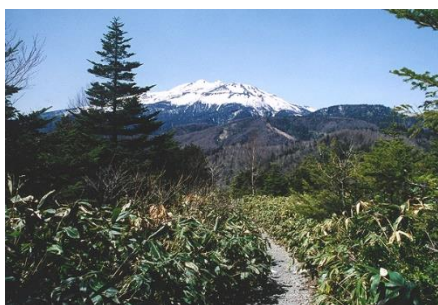
ついて、所有者等の協力による適正な管理をすすめることにより、将来にわたり保護・保全に努めます。

### ●動植物の保護・保全

- ・貴重な自然環境や景観を有する自然公園や自然環境保全地域を適正に保全し、野生生物とその生育環境の保護に努めます。
- ・野生鳥獣の生育・生息環境の保全や、増加する鳥獣による農作物・生活環境被害を考慮した鳥獣保護区の設定に努めます。
- ・鳥、昆虫や植物等、野生生物の生育・生息状況や分布状況などの基礎調査をすすめるとともに、その保護・保全に努めます。
- ・特に保全すべき地域を明らかにするとともに、地域住民や環境保護団体等の連携による生態系の維持再生活動をすすめます。

### ●自然保護意識の高揚

- ・自然環境や野生生物等の保護・保全に関する意識の高揚を図るとともに、国、県、環境保全団体等と連携し、効果的に啓発活動を推進します。
- ・「山の日」や「ぎふ山の日」等の機会を活用し、山の雄大な自然に親しむとともに、山林の荒廃、動植物の適正な保護、自然環境の保全と地域振興のバランス等、山が抱えるさまざまな課題に対して関心を高める機会の創出を図ります。



旧野麦街道（高根町）

表1 鳥獣保護区の状況

単位: ha

名称	区域	面積	期間
城山鳥獣保護区 (県指定特別保護地区)	城山風致地区一円	24 (24)	H30.11.1～R10.10.31
高山鳥獣保護区	大八賀川、生井川合流点～ 久々野町境	250	H30.11.1～R10.10.31
日影平鳥獣保護区	岩井町地内	470	H24.11.1～R4.10.31
松倉鳥獣保護区	上岡本町地内他	510	H24.11.1～R4.10.31
御嶽鳥獣保護区	朝日町、高根町、下呂市小 坂町の御嶽山北側地域	1,432	H25.11.1～R5.10.31
北アルプス鳥獣保護区 (国指定特別保護地区)	奥飛騨温泉郷、丹生川町乗 鞍岳一円	8,443 (2,510)	H26.11.1～R6.10.31
千光寺鳥獣保護区 (県指定特別保護地区)	丹生川町千光寺西地域	302 (38)	H27.11.1～R7.10.31
舟山鳥獣保護区	久々野町舟山北側地域	405	H27.11.1～R7.10.31
中野鳥獣保護区	荘川町中野地内	411	H28.11.1～R8.10.31
神坂鳥獣保護区	奥飛騨温泉郷神坂地内 錫杖岳南側付近	436	H28.11.1～R8.10.31
猪之鼻鳥獣保護区	高根町鳥屋峠東側地域	1,835	H30.11.1～R10.10.31
段・位山鳥獣保護区	一之宮町苅安峠～段地区	313	H30.11.1～R10.10.31
安国寺鳥獣保護区	国府町西門前地内	116	H30.11.1～R10.10.31
金木戸鳥獣保護区	上宝町金木戸、奥飛騨温泉 郷神坂地内笠ヶ岳北側周辺	3,534	H30.11.1～R10.10.31
阿多野郷鳥獣保護区	高根町アイミックス自然村南 乗鞍オートキャンプ場周辺	281	R1.11.1～R11.10.31
金山谷鳥獣保護区	高根町金山谷及び片平国有 林の全部	621	H23.11.1～R3.10.31
であいの森鳥獣保護区	荘川町牧戸地内	40	H24.11.1～R4.10.31
岩瀬鳥獣保護区	荘川町岩瀬地内	326	H24.11.1～R4.10.31
野麦鳥獣保護区	高根町野麦峠西側地域	224	H24.11.1～R4.10.31
五色ヶ原鳥獣保護区	丹生川町五色ヶ原一円	3,534	H26.11.1～R6.10.31
歩み山鳥獣保護区	国府町広瀬町、三日町、蓑 輪、今、上広瀬地内	400	H30.11.1～R10.10.31
有道鳥獣保護区	久々野町有道地内	347	H25.11.1～R5.10.31

※面積の括弧内は、特別保護地区

### 3) 希少動植物の保護

ライチョウ・ニホンカモシカ等の天然記念物やクマタカ・サクラソウ等の絶滅危惧種等の希少動植物の保護をすすめます。

#### ●希少動植物の保護・保全

- ・国や県のレッドデータブックに基づく絶滅危惧種や希少種の生育、生息状況の把握に努めるとともに、その保護・保全活動をすすめます。
- ・希少な動植物の調査活動や研究活動、保護活動などを推進する自然保護活動団体の活動の紹介や研究・活動成果を公表するなどその育成と活性化に努めます。
- ・国の保護林制度との連携により、郷土の森や森林生態系保護地域における原生的な森林生態系からなる自然環境の維持や動植物の保護などに努めます。
- ・希少動植物の群生地等で採取等の危険性が高まっている場合は、県等関係機関と協力して保護対策をすすめます。

表2 植物の保護地区及び天然記念物の指定状況

保護指定	保護地区	天然記念物指定	所在地
サクラソウ群生地・ギフチョウ生息地	松本町	小鳥峠ミズバショウを含む湿原植物群	清見町夏厩
シヤクナゲ群生地	岩井町	カタクリ群生地	清見町大原
カタクリ群生地	中切町	ミズバショウ群生地	朝日町見座、西洞
オオイワカガミ群生地	漆垣内町	スズラン・レンゲツツジ群落	朝日町西洞
オニゼンマイ群生地	西之一色町	フクジュソウ群落	朝日町大廣
ミドリヒメザゼンソウ群生地	下切町	フクジュソウ群生地	朝日町一之宿
ナガエミクリ自生地	岡本町	山中峠のミズバショウ群落	荘川町寺河戸
コバイケイソウ自生地	下岡本町	苅安湿原植物群自生地	一之宮町ダナ平
ヒガンバナ科植物の群生地	下切町	常泉寺川のバイカモ	一之宮町一之宮上
ダンコウバイ群生地	三福寺町		
ヒツジグサ、ヒメコウホネ群生地	松之木町		
コバノミツバツツジ群生地	松之木町		
ササユリ群生地	清見町大谷		
フクジュソウ群生地	清見町大谷		
ギフチョウ、ヒメカンアオイ生息地	荘川町野々俣		



ミズバショウ (朝日町 美女高原)

#### 4) 自然公園等の保全と利用の推進

国立公園、県立自然公園等の日本や地域を代表する自然の風景地の保護と利用の両立を図るため、世界自然遺産やユネスコエコパーク、ジオパーク等、ユネスコが実施・支援する制度等の活用を図ることにより、自然公園等の適正利用をすすめます。

##### ●自然公園等の適正利用の推進

- ・自然公園における生態系や自然景観の保護、施設の利用を促進し、自然保護や環境保全に対する意識啓発をすすめます。
- ・環境省が委嘱する自然公園指導員等と連携し、動植物の保護や美化清掃、利用者の事故防止などについて、利用者等への指導に努めます。

##### ●エコツーリズム等の推進

- ・乗鞍岳や乗鞍山麓五色ヶ原の森等の自然資源を活用したエコツーリズムを推進することにより、本市の有する豊かな自然や歴史、文化に触れる機会の充実を図ります。

##### ●白山ユネスコエコパークを活用した取り組みの推進

- ・白山ユネスコエコパークの理念に基づく環境保護の推進や自然資源の有効活用、地域学習の実施、歴史文化の保存、継承などに取り組みます。

##### ●飛騨山脈ジオパーク構想の推進

- ・ジオパークの基礎となる貴重な地形資質に関する調査研究や保護、地域を巡るジオツアーの構築、ジオガイド育成、地域への普及啓発などを通じた持続可能な地域づくりに取り組みます。

##### ●中部山岳国立公園の活性化

- ・日本を代表する自然の風景地である乗鞍岳をはじめとする中部山岳国立公園及びその周辺地域の活性化を図ります。



中部山岳国立公園（西穂高岳）

表3 国立公園及び県立自然公園の指定状況

単位:ha

区分	名称	所在地域	面積	特色	指定年月日
国立公園	中部山岳	高山、丹生川、朝日、高根、上宝	23,327 (24,219)	標高3000m級の山岳景観美、高山植物の群生	S9.12.4
	白山	荘川	2,301 (14,017)	白山を中心とする山岳景観美	S37.11.12
県立自然公園	宇津江四十八滝	国府	800	滝を中心とする景観美	S35.8.30
	位山舟山	一之宮、久々野	1,439 (2,656)	位山・舟山を中心とする良好な自然美	S44.4.1
	野麦	高根	428	野麦峠を中心とする自然景観美	S47.4.1
	せせらぎ溪谷	清見	1,167 (1,318)	川上川、馬瀬川流域における溪谷美	H8.4.1
	御嶽山	朝日、高根	2,104 (4,276)	広大な原生林をもつ山岳景観	H11.4.1

(注)( )内は県内の全体面積



## 現状と課題

- ・市街地における緑地の減少や宅地開発による市街地周辺の農地や里山の減少が懸念されることから、市民、事業者、行政が一体となった緑化の推進や緑化意識の高揚を図る必要があります。
- ・市内には自然公園や中部北陸自然歩道、生活環境保全林等、多くの自然とふれあう場があることから、自然環境に十分な配慮をしながら、利用者の安全の確保や利便性の向上につながる施設整備をすすめるとともに、積極的なPRを行うことで一層の利用促進を図る必要があります。
- ・本市は、宮川や小八賀川、飛騨川、小鳥川、高原川、庄川等の清流に恵まれた都市であり、河川では、ホテル等の保護・観察や河川活動などの市民活動が活発に行われているとともに、水生生物等に配慮した河川や水路の整備や河川環境の活用が図られています。
- ・森林や河川等の自然空間を活用したエコツーリズムや農林漁業との連携によるグリーンツーリズム等、自然とふれあう機会の充実を図る必要があります。

## 主な取り組み

### 1) 緑化の推進と緑化意識の高揚

緑地の整備や保全、緑と親しむ日や緑化月間に合わせた行事、グリーンマーケットの開催などにより緑化の推進と緑化意識の高揚を図ります。

#### ●公園や緑地の整備

- ・利用者ニーズを踏まえた施設の改修などによる利用環境の向上を図ります。
- ・市民と協働した公園の清掃や草花の手入れなどによる公園づくりをすすめます。
- ・地域の資源や特性を活かした合併記念公園等の公園施設の情報提供などにより公園の利用を促進します。

#### ●緑地の保全・活用

- ・「高山市緑の基本計画」に基づき、公園や都市緑地等、緑とオープンスペースの整備に向けた施策を総合的・効果的にすすめます。
- ・「高山市の緑を守り育てる条例」に基づき、「保存樹・保護地区・保存林」の指定などにより「守るべき緑」の保全を図るとともに、各種支援制度の活用と緑化意識の高揚に努め、市の緑化事業と連携させ「増やすべき緑」の創出をすすめます。



### ●緑化意識の高揚

- ・緑化活動の活性化や緑の保全、自然保護活動などに取り組む「緑の少年団」や「林業グループ」等の団体の育成支援をすすめます。
- ・「緑と親しむ日」や「緑化月間」における緑化行事、グリーンマーケットの開催、緑の羽根募金等の実施により、緑化や森林愛護に対する意識の高揚を図ります。

## 2) 自然とふれあう場の整備

登山道や自然遊歩道等の整備、生活環境保全林や河川環境の維持管理などにより自然とふれあう場の整備をすすめます。

### ●自然公園等の整備

- ・動植物や自然景観へ配慮しながら、登山道や自然遊歩道、公衆便所等の整備をすすめ、自然公園等の美しい自然や山岳景観にふれることによる自然保護に対する理解の促進や利用者の安全確保、利便性の向上を図ります。

### ●森林資源の活用

- ・子どもから高齢者まで、だれもが安全に利用しやすい保健休養の場として、生活環境保全林の適切な維持管理と整備をすすめます。
- ・森林が持つ公益的機能や自然生態系の保護に配慮しつつ、レクリエーションや自然とふれあえる公園の整備、生活環境保全林の活用などにより、森林資源の有効活用をすすめます。

### ●河川環境の活用

- ・自然環境保全に配慮した治水整備や防災対策、散策やスポーツのできる緑地や公園、水遊び場、遊歩道、自然観察施設等の適正な維持管理に努めます。
- ・「水の日」や「川の日」等の機会を活用し、水とふれあう機会の創出や清らかな水環境の保全意識の高揚を図ります。



あさひの森（朝日町）



宇津江四十八滝（国府町）

表4 生活環境保全林の指定状況

名称	所在地域	面積 (ha)	特色	開園 年月日
あさひの森	朝日	174.0	清流を中心として、両岸に連なる山なみの雄大な景観	S55.6.4
荘川であいの森	荘川	24.0	清流沿いに広がるシラカンバの森	S63.10.12
洗心の森	国府	19.0	多数の文化財や社寺に恵まれ、西国33箇所観音巡りも楽しめる神秘的な場所	H11.9.23
望岳の森	高根	18.0	雄大な御岳山、乗鞍岳をバックに四季折々の自然を満喫	H13.1.18
宇津江地区	国府	6.4	滝を中心とする景観美	H12.7.5
大梨洞地区	清見	0.7	四季折々に移り変わる景色、ブナの原生林や大倉の滝等、自然を満喫できる憩いの場	H10.9.11
せせらぎ街道 四季の郷	清見	482.0		H11.11.3
小鳥の郷	清見	153.7		H15.3.31

### 3) 自然とふれあう機会の創出

森林・河川等を活用したエコツーリズム、山の自然学校や自然観察教室の開催などにより自然とふれあう機会の創出を図ります。

#### ●エコツーリズム等の推進

- ・乗鞍岳や乗鞍山麓五色ヶ原の森等の自然資源を活用したエコツーリズムを推進することにより、本市の有する豊かな自然や歴史、文化に触れる機会の充実を図ります。
- ・山の恵みに感謝するとともに、美しく豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことを目的とした「山の日」等の機会を通じたエコツーリズムの普及を図ります。

#### ●親水事業の推進

- ・カワゲラウォッチングの開催や親水公園の維持管理を行うことにより、身近な河川や水に親しむ機会や学習の場の創出に努めます。

#### ●山の自然学校や自然観察教室の開催

- ・自然公園や身近な自然環境を活用した山の自然学校や自然観察教室を開催することにより、自然保護や郷土の自然に対する意識の高揚を図ります。
- ・地域の環境保全に関する活動や普及活動を実施している団体等との連携を強化し、自然とふれあう機会の充実を図ります。

#### ●グリーンツーリズムの推進

- ・地域の農林漁業等との連携や自然環境を活かした体験プログラムの開発などによりグリーンツーリズムを促進します。



布引滝（丹生川町 乗鞍山麓五色ヶ原の森）



白山連峰（荘川町 ダナ高原）

## 現状と課題

- ・高山市が担うべき生物多様性の保全と利用の取り組みについて個別に定めた「生物多様性ひだたかやま戦略」に基づき、「土地本来の生物多様性を保全・再生する」、「生物多様性の持続可能な利用を伝承・発展させる」、「生物多様性とともにある地域社会を築く」の3つの指針に沿って、生物多様性に関する取り組みをすすめています。
- ・宅地開発等の土地造成による生息・生育地の減少や環境の悪化、また乱獲や盗掘、採取など人間の活動が引き起こす負の要因により生物多様性への影響が継続しており、その土地本来の生態系が脅かされています。
- ・かつては薪や炭、屋根葺きの材料等を得る場であった里地里山が利用されなくなった結果、その環境に特有の生き物が危機に瀕しています。一方でイノシシやニホンジカ等の生息数が増加し分布域が拡大することで深刻な農林業被害や生態系への影響が発生しており、今後更に人口減少や高齢化が進むことで影響の進展が懸念されます。
- ・ブラックバスやブルーギル等の魚類やオオハンゴンソウやオオキンケイギク等の植物は人の影響によって入り込んだ外来種で、もともいた生物の生息・生育場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらすなど地域固有の生態系を脅かしています。
- ・地球温暖化等の影響により、低い気温や豊富な積雪のおかげで生態系が特徴づけられている高山帯では、気温の上昇による高山植物や動物等への影響が懸念され調査研究がすすめられています。

## 主な取り組み

### 1) その土地本来の生態系の保全

野生鳥獣の保護管理やオオハンゴンソウ等の特定外来生物の防除、在来種を活かした森づくりや緑化などによりその土地本来の生態系の保全をすすめます。

#### ●野生鳥獣の保護管理の推進

- ・野生鳥獣に対する適正な対策方法の確立など、野生鳥獣の保護管理に努め、農林水産物の被害防止など人との共生を図ります。

#### ●特定外来生物防除活動の推進

- ・その土地本来の生態系を脅かしたり、人や農作物に被害を及ぼす恐れのある特定外来生物について分布の把握や防除に努めます。
- ・県や周辺市町村、関係団体等との連携や国の動向把握などにより、新たな外来生物の侵入や拡大などに関する情報収集と情報発信に努めます。
- ・広報紙やホームページ等を活用した普及啓発を行うことにより、特定外来生物に関する意識の高揚を図ります。

### ●在来種を活かした森づくりや緑化の推進

- ・もともとその土地にあった樹木を育て本来の森をつくることでいのち(遺伝子)を繋ぐことと、いのち(生命)の大切さを学ぶ「いのちの森づくり」や在来種による緑化の推進を図ることで、その土地本来の自然環境の保全・創出をすすめます。

### ●クリーン農業の推進

- ・有機物等を有効に活用した土づくりや環境への負荷の大きい化学肥料・化学合成農薬等の効率的な利用と節減を図るなど、環境にやさしい農業(クリーン農業)の推進に努めます。

### ●地球温暖化対策の推進

- ・循環型社会及び低炭素社会の形成や自然エネルギーによるまちづくりの推進により、二酸化炭素の排出量を削減し、地球温暖化による生態系への影響の抑制に努めます。



特定外来生物 (左：オオハンゴンソウ 右：オオキンケイギク)



いのちの森づくりの様子

## 2) 里地里山利用の推進

荒廃農地、耕作放棄地の解消対策やグリーンツーリズムの推進、間伐材・林地残材等の木質バイオマスの活用などにより里地里山の保全と利用をすすめます。

### ●里地里山の有効活用

- ・間伐材の利用拡大や市産材の利用などによる人工林の適正管理や林業の活性化を図ります。
- ・木の駅プロジェクトと連携した「積まマイカー」の運行により、間伐材や林地残材等の木質バイオマスエネルギー利用による里山林の維持管理や有効活用を促進します。
- ・特に保全すべき地域を明らかにするとともに、地域住民や環境保護団体等との連携による生態系の維持再生活動をすすめます。
- ・「高山市緑の基本計画」に基づき、山林所有者の理解を得ながら、「みどりの保全契約」の締結により市街地周辺の里山や身近な緑を保全するための支援や指導を行うとともに、市が里山を取得し適正な管理を行うことで里山景観の保全を推進します。

### ●荒廃農地、耕作放棄地解消対策の推進

- ・農地の利用集積の推進や鳥獣害防止事業の実施などによる荒廃農地の拡大を防止します。
- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等の活用、耕作放棄地再生利用事業の実施などにより耕作放棄地の解消に努めます。

### ●グリーンツーリズムの推進

- ・地域の農林漁業等との連携や自然環境を活かした体験プログラムの開発などによりグリーンツーリズムを促進します。

## 基本目標2 地球環境の保全

本市は広大な森林や豊富な温泉資源等の自然エネルギー資源を有しており、地域の自然環境や景観、資源の状況に配慮しながら積極的かつ効果的に活用していく必要があります。

その豊かな自然資源を活用した自然エネルギーの導入促進を図るとともに、自然エネルギーを活かした地域づくりをすすめることにより、地球環境の保全に努めます。

気候変動の影響に対しては、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、すでに現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応」も同時にすすめていく必要があります。



### 基本施策① 自然エネルギーを活かしたまちづくり

#### 現状と課題

- ・「高山市新エネルギービジョン」に基づき、市民誰もが身近で豊かな自然を利用し、自然エネルギー利用による豊かさを実感できるまちづくりを目指しています。
- ・化石燃料への依存度を下げるため、市内における自然エネルギーの導入割合を高める必要があります。
- ・豊かな自然資源を活用することにより、地域が連携し主体的に自然エネルギー利用に取り組む仕組みづくりをすすめる必要があります。
- ・自然エネルギーの積極的な活用により、地域経済の活性化や特色ある地域づくりにつなげる必要があります。
- ・「高山市自然エネルギーによるまちづくり検討委員会」において、日本一広大な森林の活用を図ることが林業の振興や雇用の拡大、地域経済循環の促進などに対して大きな効果を生み出すことが期待できることから、木質バイオマスの活用と事業化をテーマとして議論を重ね、市に対して提言が行われました。
- ・木質バイオマスによる熱供給事業を普及させるため2つの公共温浴施設でパイロット事業を実施していますが、民間施設への普及のためには熱需要の把握や事業の継続性など、クリアすべき課題があることが分かってきました。
- ・地域におけるエネルギー供給の自立化や分散化を図ることで、災害発生時などにおける市民の安全安心の確保をすすめる必要があります。

#### 主な取り組み

##### 1) 新エネルギー利用の推進

公共施設や住宅、事業所等、市全域での新エネルギーや新技術の積極的な導入とエネ

ルギー自給率の向上による地球環境にやさしい暮らしづくりをすすめます。

### ●新エネルギーの導入

- ・太陽光発電や木質バイオマス設備、中小水力発電、太陽熱利用設備等の新エネルギーの導入や革新的なエネルギー高度利用技術の研究をすすめます。
- ・公共施設や住宅、事業所等への太陽光発電や木質バイオマス設備、中小水力発電等の新エネルギーや革新的なエネルギー高度利用技術の導入を促進します。
- ・新エネルギーに対する理解を深め、意識の高揚を図ります。

### ●木質バイオマス利用の促進

- ・公共施設の新築、改築にあたっては、木質ペレットストーブや空調や給湯の熱源として木質バイオマスボイラーの導入を推進します。
- ・エネルギー効率が高い木質バイオマス小型分散型熱電併給システムの導入を促進することで、豊富な森林資源を活用した地域でのエネルギー循環をすすめるとともに、二酸化炭素の排出抑制を図ります。
- ・木の駅プロジェクトと連携した「積まマイカー」の運行により、間伐材や林地残材等の木質バイオマスエネルギー利用による里山林の維持管理や有効活用を促進します。

## 2) 新エネルギーを活かした地域産業の発展

エネルギー関連企業の立地や市内企業のエネルギー関連産業への進出など、地域産業における新エネルギーの導入や新エネルギーを活用した事業展開を図り、新エネルギーを活かした地域経済の活性化を図ります。

### ●新エネルギーを活かした地域産業の発展

- ・地熱発電所やバイオマス発電所等の立地をすすめます。
- ・エネルギー関連企業の立地や市内企業のエネルギー関連分野への進出を促進します。

## 3) 新エネルギーを活かした特色ある地域づくり

地域コミュニティによる太陽光発電の設置や小水力発電の導入、新エネルギーを活かしたモデルエリアづくりなど、地域が協力してエネルギーを創出し、地域の活性化や誘客などに活用する新エネルギーを活かした自立型の魅力あるまちづくりをすすめます。

### ●新エネルギーを活かした特色ある地域づくり

- ・農業分野への新エネルギーの導入や新エネルギーを活用した観光エリアの構築をすすめます。
- ・新エネルギーを活かしたまち(コミュニティ)づくりをすすめます。
- ・先進的な新エネルギー利用の取り組みに関する研究をすすめます。





図 1 再生可能エネルギー及び新エネルギーの定義

#### 4) 新エネルギーを活かした安全安心なまちづくり

エネルギー供給源の多様化、分散化をすすめるとともに、指定避難所に太陽光発電や蓄電池等を設置するなど、新エネルギーによる防災力の強化を図り、新エネルギーを活かした安全安心なまちづくりをすすめます。

##### ●新エネルギーを活かした安全安心なまちづくり

- ・ 防災拠点施設への新エネルギー設備の導入をすすめます。



公共施設への新エネルギー設備の導入 (左: 太陽光パネル 右: ペレットストーブ)



## 現状と課題

- ・国のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示した「長期エネルギー需給見通し」では、徹底した省エネ対策の実施により、令和12(2030)年度までに追加的な省エネ対策を実施しない場合と比較して、エネルギー需要を国全体で5,030万kℓ程度削減することを目指しています。
- ・「高山市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、令和2(2020)年度までに温室効果ガス排出量25%削減をめざし、5つの重点施策により地球温暖化防止に取り組んでいますが、その達成は難しい状況にあります。
- ・国内の部門別二酸化炭素排出量では、民生部門(家庭や職場等)と運輸部門(人や物の輸送等)の割合が全体の約55%を占めていることから、本市においても両部門における排出量削減の取り組みをすすめる必要があります。
- ・公共施設へのEV・PHV用急速充電器の整備をすすめてきました。また、市内に水素ステーションが開設されるなど、インフラ整備がすすんでいることを周知し、走行時の温室効果ガス排出量が少ないクリーンエネルギー自動車の導入を促進する必要があります。
- ・森林環境譲与税が創設され、より一層の森林整備が求められています。長期的視点で森林の適正管理をすすめるとともに、都市部と連携したカーボンオフセット事業や市産材の利用促進により、二酸化炭素の吸収源対策を強化していく必要があります。
- ・国の省エネルギー基準に適合した建築物の普及促進や空調、照明等への省エネルギー機器の導入促進による住宅や事業所における省エネルギー対策をすすめる必要があります。

## 主な取り組み

### 1) 省エネルギー活動の推進

エコドライブやエコオフィス、省エネルギー機器への切り替えなどによる省エネルギー活動をすすめます。

#### ●省資源・省エネルギー活動の推進

- ・省資源、省エネルギー型のライフスタイルの実践と社会システムの実現に向けた取り組みをすすめます。
- ・冷暖房の設定温度を夏は28℃、冬は20℃を目安に設定することで地球温暖化対策や節電の取り組みにつなげるクールビズ・ウォームビズや、家族やご近所で一つの部屋に集まることでエネルギー消費量を減らすウォームシェア等、省エネルギー活動の取り組みをすすめます。
- ・LED照明や高効率ボイラー等、省エネルギー効果の高い機器の導入をすすめます。
- ・「高山市地球温暖化対策実行計画(高山市役所エコオフィス推進マニュアル)」に基づき、

ISO14001で定める環境マネジメントシステムの手法により、行政が率先して環境保全活動に取り組みます。

- ・地域公共交通の利用や温室効果ガス排出量の少ないクリーンエネルギー自動車の導入促進、自転車の利用促進などにより環境負荷の低減を促進します。

### ●グリーン購入の推進

- ・環境関連事業の開催などの機会を通じて、環境にやさしい「エコマーク」や「グリーンマーク」等の制度の周知を図るとともに、エコ商品の率先購入、率先利用に向けた意識の高揚を図ります。
- ・環境にやさしい商品に関する情報収集を図るとともに、その情報を提供することによりグリーン購入をすすめます。

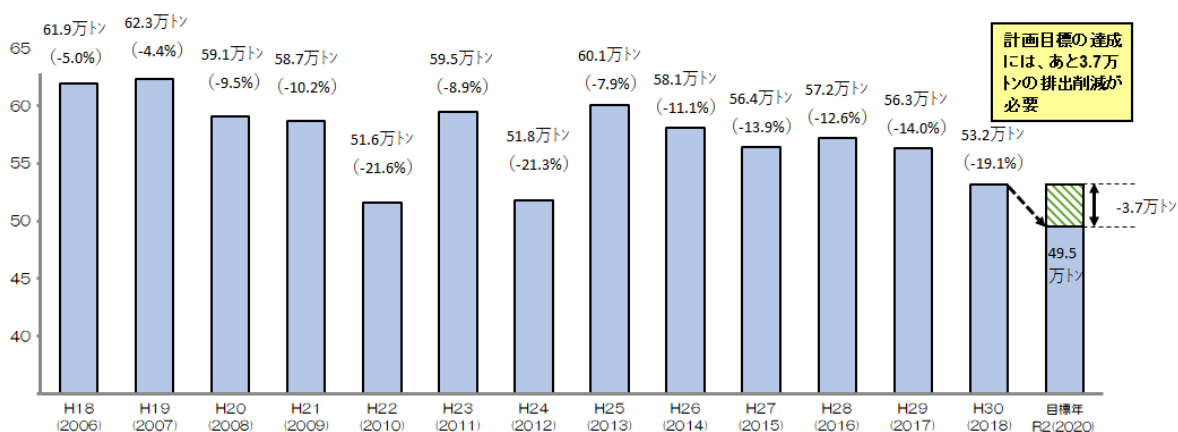


図2 高山市内の二酸化炭素排出量の推移

## 2) クリーンエネルギー自動車の普及

公用車への率先導入や情報提供・意識啓発の実施、電気自動車等の充電設備の整備などによりクリーンエネルギー自動車の普及をすすめます。

### ●クリーンエネルギー自動車の普及促進

- ・電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)等、温室効果ガス排出量の少ないクリーンエネルギー自動車の普及促進を図るとともに、公用車への導入を推進します。
- ・EV・PHV用充電設備や水素ステーション等の温室効果ガス排出量の少ないクリーンエネルギー自動車用のインフラ整備を促進します。

### ●水素エネルギーの活用

- ・走行時に水しか排出しない燃料電池自動車(FCV)について普及啓発を行い、水素の需要拡大を図ります。

### ●エコドライブの推進

- ・エコドライブやアイドリングストップの実施、ノーマイカーデーの普及啓発など、排出ガス抑制意識の高揚と環境に配慮した自動車利用について普及啓発をすすめます。



急速充電器（道の駅パスカル清見）



燃料電池自動車（FCV）

## 3) 温室効果ガス吸収源対策の推進

森林環境譲与税の活用や他の自治体等と連携した森づくりなどにより温室効果ガスの吸収源対策をすすめます。

### ●森林環境譲与税の活用

- ・長期的視点で森林の適正な管理をすすめるとともに、都市部と連携したカーボン・オフセット事業や市産材の利用促進により、温室効果ガスの吸収源対策の強化を図ります。

### ●森林の適正管理

- ・適正な間伐等の実施による林業の活性化や林業後継者の育成・確保を図ることによる森林の適正保全に努めます。

### ●都市部との連携による森づくりの推進

- ・森林整備に係る都市部との連携強化の検討をすすめます。
- ・東京都千代田区と締結した「千代田区と高山市との森林整備実施に係る協定」に基づき、カーボンオフセットによる市内の森林整備をすすめます。
- ・東京都港区と締結した「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」に基づき参加している「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」への市内事業者の登録増加や港区内の公共施設・民間建築物等での市産材の利用促進に努めます。

### ●市民参加による森づくりの推進

- ・いのちの森づくり等の植樹イベントの開催や生活環境保全林を活用した自然環境学習の実施などによる市民参加による森づくりをすすめます。

## ●フロン等の温室効果ガスの削減

- ・フロンやメタン等の温室効果作用に関する正しい知識の普及に努めます。
- ・フロン類の使用量の削減及びノンフロン製品の普及を促進します。
- ・フロン回収率向上のため改正が行われた「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(令和2年4月1日施行)の周知に努めます。



ちよだ・たかやまの森（一之宮町）

## 4) 建築物の省エネルギー対策の推進

建物外皮の断熱対策や空調・照明等への高効率機器の導入などにより建築物の省エネルギー対策をすすめます。

### ●建築物の省エネルギー性能の向上

- ・国の省エネルギー基準に適合した建築物の普及促進を図ります。
- ・建物の断熱改修、LED等の照明器具や空調機器等への高効率機器の導入を促進します。
- ・間伐材や地域産材等を利用した住宅建築を促進します。
- ・高山市環境配慮型公共施設整備指針に基づき、公共施設の新築・改築・大規模改修及び既存施設の運営管理において、環境配慮手法を積極的に採用し、公共施設における消費エネルギーと二酸化炭素排出量の削減を推進します。
- ・高山市公共施設等木造化方針に基づき、公共施設の木造化や公共施設での木製品、木質バイオマスの利用をすすめます。
- ・ESCO事業や次世代省エネルギー基準など、建物の省エネルギーにつながる情報を提供します。



公共施設の木造化（高山市立東小学校）



## 現状と課題

- ・国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が平成26(2014)年に公表した「第5次評価報告書では、できる限りの対策を行い温室効果ガスの排出を抑制したとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。
- ・国では、平成27(2015)年11月に、農林水産や水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康など7分野における気候変動の影響や適応の基本的施策を定めた「気候変動の影響への適応計画」を策定しました。
- ・平成30(2018)年6月に気候変動適応法が制定、12月1日から施行され、地方自治体に地域適応計画策定や地域気候変動適応センターの設置などを定めています。
- ・県は、岐阜大学と共同して、県内における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供、分野別の気候変動の影響、評価、適応策を研究し、気候変動適応を推進するため令和2(2020)年4月に「岐阜県気候変動適応センター」を設置する予定です。
- ・高山特別地域気象観測所(高山市)で観測された年平均気温の経年変化には上昇傾向が現れており、100年当りに換算した場合、1.5℃上昇しています。
- ・温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応」をすすめていく必要があります。
- ・気候変動に対する危機感が高まる中、国内においても「気候非常事態」を宣言する動きもあり、社会全体が危機意識を持って取り組む必要があります。
- ・気候変動による影響は、気候、地理的条件など地域によって異なるため、地域の特徴を踏まえる必要があります。
- ・気候変動による影響を正しく理解し、それらに適応した市民生活や事業活動を行い、気候変動に備える必要があります。

## 主な取り組み

### 1) 気候変動による影響の把握と啓発

気候変動の現況や将来予測、影響リスクを整理し、市民や事業者への普及啓発をすすめます。

#### ●気候変動の現況と影響リスクの整理

- ・気温や降水量、気象現象などの気候変動の現況を把握するとともに、気候変動に伴って生じている様々な影響がどのような分野に現れているか等を整理します。

### ●将来の気候変動による影響リスクの整理

- ・地域における気温や降水量等が、将来どのように変動すると予測されているかなど気候変動適応プラットフォームポータルサイト等の情報を活用して整理をすすめます。

### ●気候変動に関する情報提供

- ・国や県、岐阜県気候変動適応センターと連携し、気候変動の影響に対する緩和・適応策の重要性について関心と理解を深めるよう市民や事業者に対する普及啓発に努めます。

## 2) 気候変動による影響への適応

気候変動は予測の変動幅が大きく不確実性を伴うため、最新の観測情報など情報収集に努め、身近なところで起きる気候変動の影響に対して柔軟に適応策をすすめます。

### ●農林畜産業に関する適応

- ・気温上昇に伴う農作物の収量低下や病気の発生、ハウス内作業での熱中症の発生に備え、関係機関との連携による品種改良や代替品種の研究検討、作業環境の見直しや注意喚起による熱中症対策に取り組みます。
- ・暖冬や渇水による農業用水の不足、野生動物による農作物の被害増加に適応するため、効率的な農業用水路網や設備の検討や計画的な用水利用の啓発、野生鳥獣被害防止対策に取り組みます。
- ・豪雨や大雪など気象災害に強い森林づくりをすすめるため、適正な森林整備をすすめるとともに、低コストで耐久性が高い林内路網の整備や治山事業の推進に取り組みます。
- ・暑熱による家畜の食欲低下や体調不良、飼料用トウモロコシの生育不良に適応するため、畜舎内の送風設備などの機能向上や遮熱資材の導入、飼料用作物の品種改良などに取り組みます。

### ●水資源、自然災害、自然生態系に関する適応

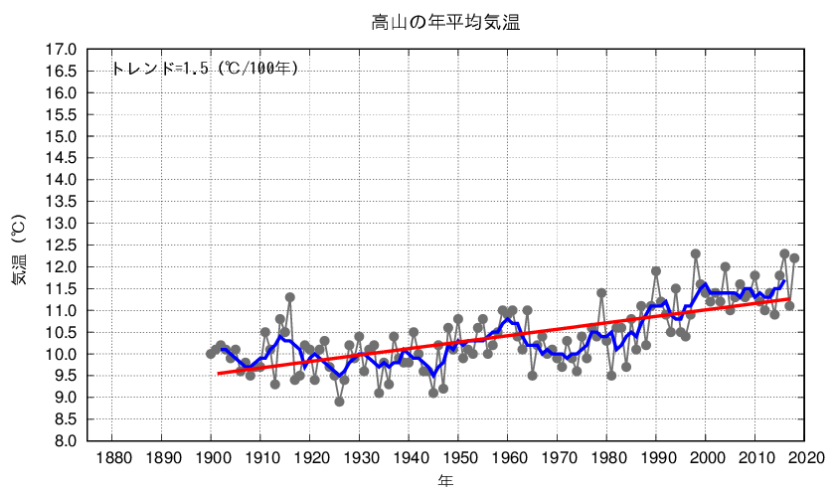
- ・水道水の水源である河川や地下水の水量や水質変化に適応するため、水源地域の指定や取水量の監視、濁度計による水質監視機能の強化、紫外線処理施設による浄水機能の強化などに取り組みます。
- ・豪雨や土砂災害の増加に備え、護岸・河床の整備や適正な水門管理、ハザードマップによる浸水想定区域の周知、道路沿線立木の伐採によるライフラインの保全対策や緊急時に備えた災害対策備品の強化などに取り組みます。
- ・気候変動による希少種や在来種、外来種の影響を把握する事態が生じた時は、モニタリングや保護・防除活動の実施を検討します。



## ●健康や生活に関する適応

- ・暑熱による人の健康への適応について、特に高齢者や乳幼児の熱中症予防の普及啓発や熱中症情報の注意喚起を、広報たかやまをはじめ安全安心情報メール配信、防災ラジオヒッツFM、ホームページなどによる情報発信を行います。
- ・植樹や生け垣の設置、緑のカーテン、打ち水、クールビズなどの実施を促進します。
- ・市有施設を、ぎふ清流クールシェアキャンペーンに登録し、クールスポットの利用を促します。
- ・蚊などを媒介する感染症の予防法や発生源対策について、ホームページへ掲載し情報提供を行います。

高山特別地域気象観測所の年平均気温の経年変化



出典) 気候変化レポート 2018 (東京管区気象台) より



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

## 基本目標3 快適な生活環境の確保

身の回りにある美しい空気や水、土壌環境等を良好な状態で保全するためには、それぞれの立場で環境への負荷をできる限り低減した生活を送る必要があります。

大気環境や騒音等の監視・観測の強化による公害発生の未然防止や3R(廃棄物の発生抑制「Reduce リデュース」、再使用「Reuse リユース」、再生利用「Recycle リサイクル」)の推進等による廃棄物の減量化等により、市民が健康で安全に暮らせる生活環境の確保を図ります。

### 基本施策① 公害対策の強化



#### 現状と課題

- ・市内2か所に岐阜県が設置した測定局により、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素等、大気環境の常時測定が行われており、おおむね環境基準の範囲内にあり、良好な状態が維持されていますが、放射性物質の他、微小粒子状物質(PM2.5)等、新たに環境基準が設定された物質についても、引き続き監視・観測する必要があります。
- ・宮川等の主要5河川において毎年水質調査を実施しており、場所によっては大腸菌がわずかに環境基準を超えることもあります。おおむね良好な状態が維持されています。
- ・監視・指導や立ち入り検査等を随時実施するなど、良好な生活環境の維持に取り組む必要があります。
- ・家庭や地域における環境美化活動の促進や「高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例」の周知啓発を推進する必要があります。
- ・高層建築物等による日照問題や電波障害については、建築基準法等の各種法規や高層建築物による受信障害についての指導要領等に基づき指導を行うほか、周辺地域に配慮する意識の高揚を図っています。

#### 主な取り組み

##### 1) 公害対策の強化

大気や河川環境、騒音・振動・悪臭対策の実施などにより公害対策の強化を図ります。

##### ●大気環境対策

- ・関係機関との連携を強化し、大気環境汚染物質の排出に関する規制基準の遵守や施設の適切な維持管理に対する指導の充実に努めます。
- ・県が設置する大気環境測定局や大気環境測定車による一般大気環境調査や酸性雨調査

などによる監視・観測体制の充実と大気汚染状況の把握に努めます。

- ・放射能や微小粒子状物質(PM2.5)等の新たに環境基準が設定された物質の調査や監視・観測を徹底します。
- ・エコドライブやアイドリングストップの実施、ノーマイカーデーの普及啓発など、排出ガス抑制意識の高揚に努めます。
- ・電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド(PHV)、燃料電池自動車(FCV)等、温室効果ガス排出量の少ないクリーンエネルギー自動車の普及促進を図るとともに、公用車への導入を推進します。
- ・地域公共交通や自転車の利用など移動手段の転換による環境負荷の低減を促進します。
- ・焼却炉の適正使用や野焼きの防止など、必要な監視・指導の充実を図ります。

### ●アスベスト飛散防止対策の推進

- ・アスベストを使用した施設の解体現場周辺における飛散対策の適切な実施についての指導・啓発に努めます。
- ・民間が実施するアスベスト含有調査やアスベスト除去等に対し助成を行うなど、アスベストの適切な処理をすすめます。

### ●騒音、振動、悪臭対策

- ・騒音や振動、悪臭の発生源を有する施設に対する立入検査や関係法令に基づく規制措置の実施、規制基準の遵守や施設の適切な維持管理についての指導の充実を努めます。
- ・一般地域及び主要道路に面した地域での環境騒音測定調査の実施など、監視・観測体制の充実を努めます。
- ・一般家庭からの生活騒音や悪臭、商店・飲食店等の営業活動に伴う騒音等に対しては、地域生活におけるマナーの向上に向けた普及啓発や地域環境に対する意識の高揚に努めます。

### ●河川環境対策

- ・関係機関との連携を強化し、水環境に係る環境基準の遵守や水質汚濁の発生防止に対する指導の充実を努めます。
- ・市内の主要河川における河川水質調査や河川生物調査を実施するなど、監視・観測体制の充実を努めます。
- ・下水道への接続や浄化槽の設置促進をはじめ、自然環境への負担を軽減するため、調理くずや廃食用油の流出防止など、家庭でできる取り組みを促進します。
- ・下水道施設の整備や長寿命化及び水洗化を促進するとともに、下水道の整備が計画されていない地域における浄化槽の普及に努めます。
- ・河川改修や開発事業などに伴う河川への影響について、関係機関との連携により監視・指導の強化に努めます。
- ・水生生物による河川水質調査(カワゲラウォッチング)の実施により、身近な河川等の保全に対する意識の高揚を図ります。

### ●土壌環境、地盤環境対策

- ・関係機関との連携を強化し、有害物質を使用する施設に対する監視・指導の充実に努め、土壌への有害物質の蓄積を防止します。
- ・大気や河川への粉じんや汚水の排水による土壌汚染の防止について、必要に応じて排水、ばい煙の排出量や農薬の使用量等の規制を実施します。
- ・有機物等を有効に活用した土づくりや環境への負荷の大きい化学肥料・化学合成農薬等の効率的な利用と節減を図るなど、環境にやさしい農業(クリーン農業)を促進します。

表5 高山市内の下水道普及状況の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
排水人口(人)	86,287	85,594	85,022	84,453	84,183
行政区域内人口(人)	90,938	90,024	89,265	88,566	87,839
普及率(%)	94.9	95.1	95.2	95.4	95.8
水洗化率(%)	87.4	88.0	88.3	88.7	88.8
管きょ延長(km)	767	770	771	773	775

## 2) 環境美化活動の推進

クリーン作戦や河川美化活動、ポイ捨て・路上喫煙の防止などにより環境美化活動をすすめます。

### ●環境美化運動の推進

- ・「環境の日」や「ごみゼロの日」等の機会を活用し、環境美化運動に対する意識の啓発を図るとともに、各家庭や地域、団体における取り組みの活性化を図ります。
- ・「水の日」や「川の日」等の機会を活用し、水とふれあう機会の創出や清らかな水環境の保全意識の高揚を図ります。
- ・緑と親しむ日での花苗や花木の配布など、身近な生活環境の保全活動に取り組みます。
- ・高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例に基づき、吸い殻や空き缶等のポイ捨てや路上喫煙に対する取り組みをすすめます。
- ・ペット等の飼育について、飼い主に対するマナー向上を求める意識啓発や特定外来生物の飼育や譲渡等の禁止についての普及啓発をすすめます。



## 飛騨高山クリーン作戦の様子

### 3) 公害の防止

公害に対する相談や公害発生源者への指導、アスベスト除去への支援などにより公害の防止を図ります。

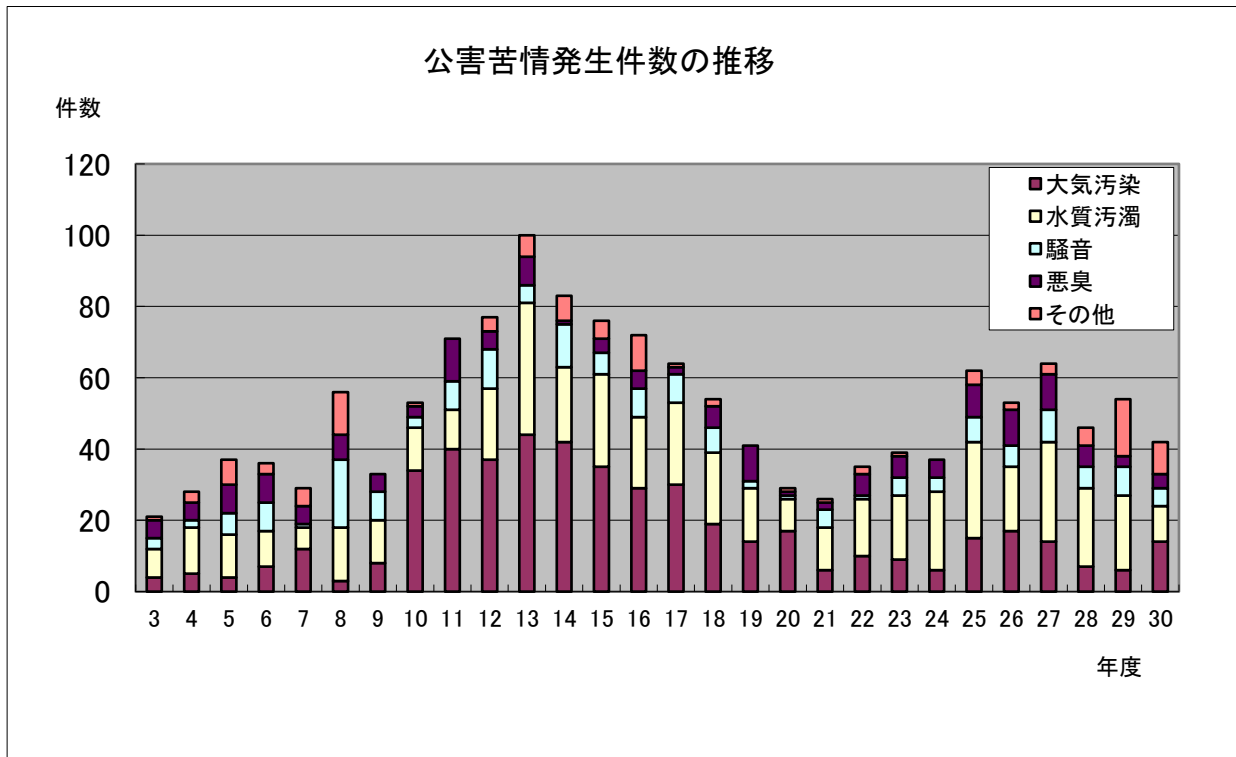
#### ●公害防止対策の推進

- ・公害関係法令や岐阜県公害防止条例にもとづく規制や指導の実施など、公害の未然防止に関する取り組みをすすめます。
- ・公害に関する苦情や相談などの適切な処理に努めます。
- ・国、県との連携を強化し、新たな環境汚染物質や環境保全に関する情報の収集と整備に努めます。

#### ●公害防止意識の高揚

- ・大気汚染や騒音問題、悪臭対策、水質汚濁等の防止につながるマナーの向上や地域の環境に対する市民意識の高揚を図るため、国、県、関係団体等と連携し効果的な普及啓発をすすめます。

グラフ1 高山市内の公害苦情発生件数の推移





## 現状と課題

- ・資源物の分別収集やリサイクルの推進、ごみシール制の実施によるごみの減量化に取り組んできた結果、ごみの総排出量が、平成22年度まで減少を続けてきましたが、平成23年度からは、ほぼ横ばいで推移しています。
- ・空家整理やリフォーム等に伴う粗大ごみなどの自己搬入が増加していることなどから、家庭から排出されるごみについて、1人1日あたりの可燃ごみの排出量は増加傾向にあります。
- ・観光客の増加等による事業系廃棄物の増加、集団資源回収量の減少などにより総排出量に占める資源ごみの割合が減少しているためごみの排出量のうち資源ごみの占める割合を示す資源化率は、平成19年度をピークに減少を続けています。
- ・平成26年度からは、電子機器等に含まれるレアメタル等の有用金属資源の確保及び最終処分量削減等を目的とする、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」による小型家電製品の分別収集を開始して、資源化の推進を図っています。
- ・令和元(2019)年5月に国は「プラスチック資源循環戦略」を制定し、その重点戦略の1つとしてリデュース（ごみの発生抑制）等の徹底を位置づけました。
- ・国の第4次循環型社会形成推進基本計画において、2030年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が掲げられる等、食品ロスの削減は喫緊の課題となっています。
- ・3R(廃棄物の発生抑制「Reduce リデュース」、再使用「Reuse リユース」、再生利用「Recycle リサイクル」)のさらなる推進による廃棄物の減量化・資源化が必要です。
- ・ごみの減量化のために市民、事業者、市の連携を強化し、生産、流通、販売、消費、廃棄等各段階における配慮や対策が必要です。

## 主な取り組み

### 1) 廃棄物の発生抑制(Reduce リデュース)

生ごみの減量化や容器包装廃棄物・詰め替え用品・紙類等の排出抑制、現行のごみシール制の見直しなどによりごみの減量化と発生抑制を図ります。

#### ●廃棄物の発生抑制

- ・生ごみ排出時の水切りの徹底や生ごみ堆肥化等装置の購入を促進するなど、生ごみの減量化を推進します。
- ・国の「プラスチック資源循環戦略」に基づく、使い捨てプラスチック削減の取り組みの一環としてのプラスチック製レジ袋の有料化義務化などを通じて、ごみの発生抑制に向けたライフスタイル変革の促進を図ります。

- ・詰め替え商品やばら売り商品の拡大、使い捨て商品の利用抑制に取り組みます。
- ・ごみシール制の見直しを検討します。
- ・国民運動として食品ロスの削減を推進するため「食品ロスの削減の推進に関する法律」  
(令和元(2019)年5月制定、同年10月1日施行)の趣旨にのっとり、3010(サンマルイチマル)運動の推進など、食品ロス削減の施策を推進します。

## 2) 再使用(Reuse リユース)の推進

リフォーム製品フェア等の開催による再使用の促進を図るとともに、デポジット方式やリターナブル容器の普及促進などにより、不用品の再使用に対する市民の理解を深め、再使用の促進を図ります。

### ●再使用の推進

- ・リフォーム製品フェアの開催などにより、再使用の推進に取り組みます。
- ・フリーマーケットの開催支援により再使用を促進し、廃棄物の削減を図ります。
- ・リユースカップ等の利用啓発により使い捨て容器の削減をすすめます。

## 3) 再生利用(Recycle リサイクル)の推進

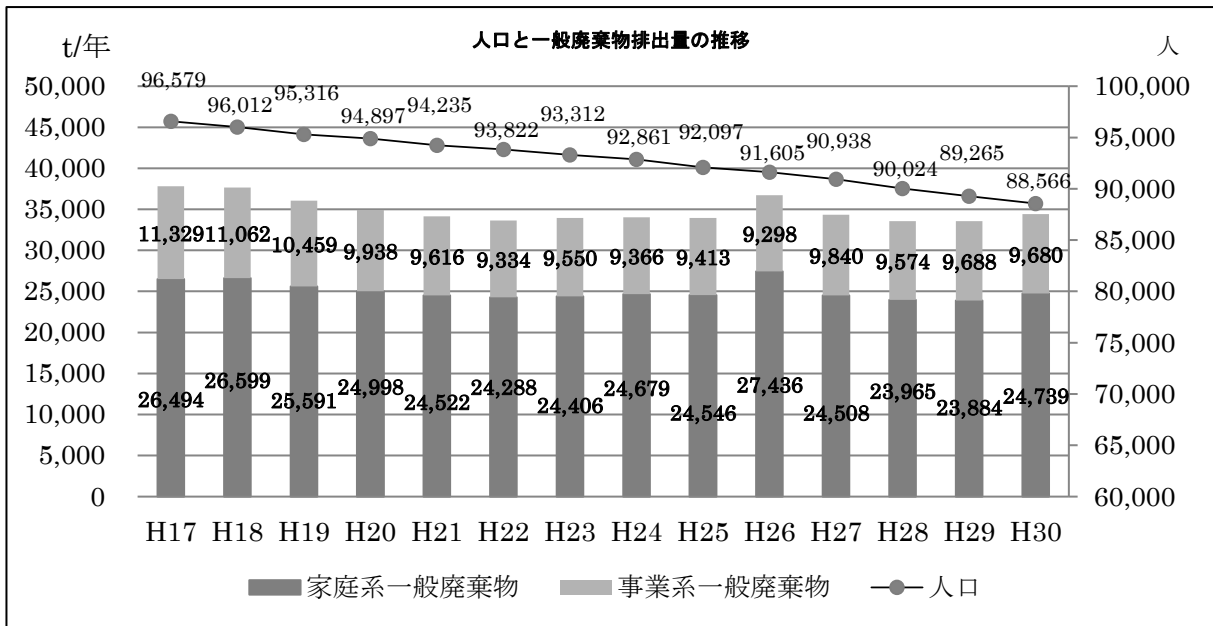
ごみの分別方法の周知徹底及び指導の充実を図るとともに、集団資源回収の奨励などを実施することにより再生利用に対する市民の理解を深めるとともに、環境物品(環境負荷低減に資する製品・サービス)の使用を促進します。

### ●再生利用の推進

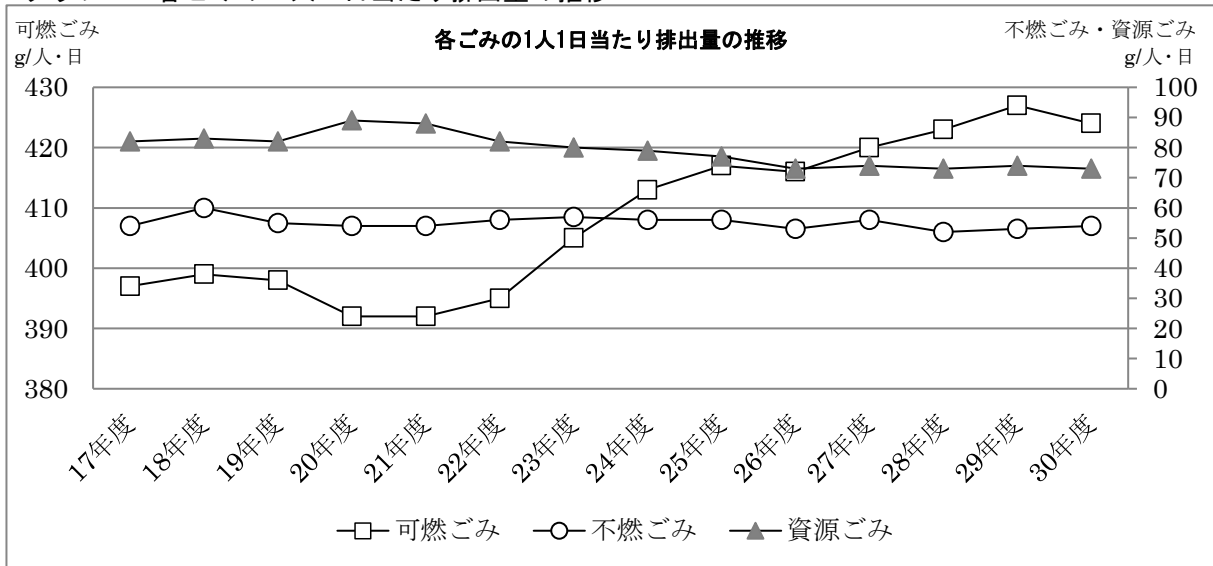
- ・分別収集説明会の開催、ごみの出し方・分け方、ごみカレンダーの配付、リサイクル推進員等による分別指導などで、分別方法の周知徹底を図ります。
- ・集団資源回収の奨励により資源物の回収増加に取り組みます。
- ・エコマーク商品やリサイクル製品等の積極的な導入をすすめます。
- ・容器包装リサイクル法や小型家電リサイクル法などに基づき、再生可能な資源の再資源化を促進します。



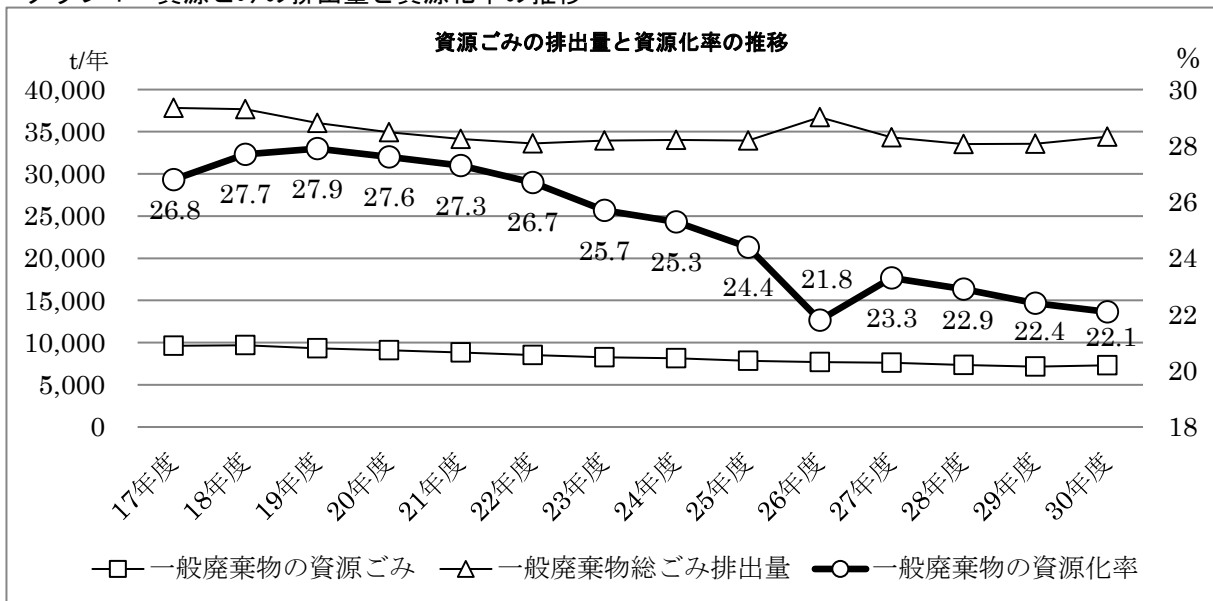
グリーンマーケットの様子



グラフ3 各ごみの1人1日当たり排出量の推移



グラフ4 資源ごみの排出量と資源化率の推移







## 現状と課題

- ・家庭系ごみの排出及び収集については、可燃ごみ及び不燃ごみはごみ収集ステーションで、資源ごみはごみ収集ステーションや拠点集積所で、粗大ごみは予約制による戸別収集を実施しています。
- ・ごみの中間処理施設である資源リサイクルセンターと久々野クリーンセンターの焼却施設は、供用を開始してからともに30年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- ・焼却や選別などの中間処理を経て、リサイクル(再生利用)されず残った廃棄物は、資源リサイクルセンター及び丹生川埋立処分地で埋立処分しています。
- ・処理施設では、法に準じて排ガスや焼却灰に含まれるダイオキシン類等の有害物質の測定、施設周辺の大気、悪臭、土壌の測定、埋立処分地からの排水の測定等を定期的を実施して、環境基準値を遵守するとともに、その結果を公表しています。
- ・資源リサイクルセンターの第一次埋立処分地は、埋立が完了したため、跡地の整備を進める必要があります。
- ・現在は平成16年度に建設した第二次埋立処分地で最終処分を行っていますが、容量は逼迫しており、埋立残余年数延命化の方策を検討する必要があります。
- ・廃棄物の適正な分別や排出方法については、冊子の配付、広報たかやまや説明会等で情報提供を行ってきましたが、分別など排出ルールが守られていない違反ごみが依然として見受けられます。
- ・市内2カ所のごみ焼却施設が老朽化しているため、新しい焼却施設を建設することが必要であり、併せて効率化のため施設の統廃合が必要です。
- ・再生可能エネルギーの活用として、新ごみ焼却施設等における余熱利用方法などについて検討する必要があります。
- ・新ごみ焼却施設の建設までは、現有施設の適正な維持管理、安全稼働が必要です。

## 主な取り組み

### 1) 適正な分別収集の推進

分別収集によるごみの適正排出の取り組みを今後も継続するとともに、効率的な収集運搬及び不法投棄の未然防止を図ります。

#### ●ごみの分別ルールの徹底

- ・分別収集に関する説明会の開催、「ごみの出し方・分け方」冊子の内容見直し、ごみカレンダーの配付による分別の周知、リサイクル推進員等による分別指導の徹底に取り組みます。
- ・違反ごみ警告シールの活用及び監視パトロールなどにより違反ごみの削減を図ります。

- ・パトロールの強化や関係機関との連携により不法投棄の防止及び不法投棄者への指導強化や取り締まりを行います。

#### ●排出・収集運搬方式の見直し

- ・収集区分別の排出量を算出し、人口との関連性などを分析することにより、効率的な収集方法の検討を行います。

## 2) 安全なごみ処理の推進

ごみ処理施設の安定稼働に引き続き取り組むとともに、環境基準値を遵守し、周辺環境に十分配慮した適正な維持管理に努めます。

#### ●ごみ処理施設の安全稼働

- ・定期点検を実施し、適切な維持管理に取り組みます。
- ・監視体制の強化を図るとともに、排ガス・排水等の測定を定期的実施し、その結果を公表します。

## 3) ごみ処理施設と周辺環境対策

新たなごみ焼却施設の整備や埋立跡地の活用、ごみの焼却熱等の有効利用などにより、ごみ処理施設と周辺環境の整備に取り組みます。

#### ●ごみ焼却処理施設の整備

- ・新ごみ処理焼却処理施設の整備を推進します。
- ・新ごみ焼却処理施設における処理方法や環境対策、余熱利用方法などについて検討をすすめます。

#### ●第一次埋立処分地跡地の整備

- ・埋立が終了した資源リサイクルセンター第一次埋立処分地の環境調査を継続して実施するとともに、跡地の有効活用を図るため周辺環境に配慮した整備をすすめます。

#### ●周辺環境対策

- ・収集運搬業者に対する環境汚染対策や交通安全遵守などの指導を徹底します。

貴重な歴史的・文化的遺産や景観等は、地域の気候風土と長年の積み重ねの中で醸成してきた貴重な財産であり、生活の中に溶け込み、潤いと安らぎ、文化的雰囲気などの恵みを与えています。

こうした歴史的・文化的資源の保存・継承に努めるとともに、自然環境と暮らしが調和する社会環境の整備をすすめます。

## 基本施策①

## 文化財等の保存・継承



## 現状と課題

- ・本市には、900件以上の指定文化財があり、三町伝統的建造物群保存地区、下二之町大新町伝統的建造物群保存地区という2つの重要伝統的建造物群保存地区を有しています。
- ・これらの文化財は、所有者・管理者・地域の住民による保存会等によって大切に保護・保存されています。文化財保護は、郷土の歴史や伝統文化を後世に伝えるとともに新たな地域文化の創出の基礎となるなど大変重要であり、所有者等の理解と協力を得ながら、その保存と活用を図る必要があります。
- ・「歴史的風致維持向上計画（第二期）」に基づく取り組みにより、歴史的な町並みや伝統文化等が継承され、継続的に地域に住み続けられる環境の創出を目指しています。
- ・社会情勢の変化により保存意識の低下や後継者不足が進み、伝統文化の保存・継承が困難となることが危惧されているため、祭行事や伝承芸能等の担い手・後継者を育成する必要があります。
- ・歴史や文化財等に関する知識や保存意識を高める必要があります。

## 主な取り組み

## 1) 文化財の適正な管理、保護活動の促進

文化財の適正な管理や伝統的建造物群の保存・活用をすすめるとともに、郷土教育の推進や学習環境の整備などにより歴史・文化に親しみ理解する機会の充実を図ります。

## ●文化財の保存・継承

- ・所有者や保存団体への支援などによる文化財の適正な管理をすすめます。
- ・天然記念物や史跡等の保存環境の整備などによる保護活動の充実を図ります。
- ・耐震化の促進や自主防災組織等の活動支援などによる人と文化財を守る防災体制の充実を図ります。

### ●伝統的建造物群の保存・活用

- ・伝統的建造物及びその周辺の環境の調査・再評価による重要伝統的建造物群保存地区の拡大をすすめます。
- ・重要伝統的建造物群保存地区等における修理・修景や防災対策による歴史的町並みの再生をすすめます。
- ・建築基準法等の規制緩和や伝統構法木造建築物耐震化マニュアルの運用などによる伝統的建造物群の保存・活用をすすめます。
- ・伝統的な大工技術などを利用した建造物の修景整備を促進します。

### ●文化財保護思想の高揚

- ・美しいふるさと認証制度等による郷土愛の醸成や保護活動の促進を図ります。
- ・飛騨高山まちの博物館をはじめとする、文化財関連施設における展示や歴史資料の活用、景観町並保存会等の各種団体や学校・地域との協働などによる郷土教育をすすめます。
- ・啓発冊子の発行や講座の開催などによる郷土の歴史や伝統文化に関する知識や認識の向上を図ります。

## 2) 伝統文化や生活文化の継承

郷土の歴史・文化の語り部の育成や伝統文化についての意識の向上などにより、郷土の伝統文化や生活文化の継承をすすめます。

### ●伝統文化や行事の保存・継承

- ・維持、継続することが困難となる可能性がある風俗や習慣などの記録保存を行います。
- ・市史の発刊・活用や先人の偉業の顕彰・啓発などによる郷土教育の充実をすすめます。
- ・歴史ガイドマスターを活用した研修などによる郷土の歴史・文化の語り部の育成を図ります。

### ●歴史・文化に親しみ理解する機会の充実

- ・日本遺産に登録された「飛騨匠の技・こころ」のストーリーを語る上で欠かせない、魅力あふれる有形や無形の様々な文化財群を総合的に整備・活用し、地域の活性化を図ります。
- ・歴史的に価値のある建造物・遺跡・伝承芸能・歴史資料等の公開などによる活用をすすめます。
- ・飛騨高山まちの博物館をはじめとする、文化財関連施設における展示や歴史資料の活用、景観町並保存会等の各種団体や学校・地域との協働などによる郷土教育をすすめます。
- ・歴史散策ルートの整備や標柱・説明看板等の設置などによる歴史文化を学ぶ環境の整備に努めます。

- ・啓発冊子の発行や講座の開催などによる郷土の歴史や伝統文化に関する知識や認識の向上を図ります。

表 6 高山市の指定文化財の件数

単位:件

		国指定等	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物	14	15	78	107
	絵画	-	5	42	47
	彫刻	3	16	106	125
	工芸	3	7	60	70
	書跡	-	5	32	37
	典籍	-	1	7	8
	古文書	-	-	87	87
	考古資料	2	4	46	52
	歴史資料	-	3	27	30
登録有形文化財	建造物	17	-	-	17
	美術工芸品	1	-	-	1
無形文化財		-	-	8	8
民俗文化財	有形民俗文化財	4	4	38	46
	無形民俗文化財	2	8	20	30
記念物	史跡	4	17	105	126
	名勝	-	1	10	11
	天然記念物	6	32	114	152
伝統的建造物群保存地区		2	-	-	2
計		58	118	780	956

(注)国指定には国宝 2 件を含む

表 7 高山市の重要伝統的建造物群保存地区

単位:ha

名称	面積	選定年月日
高山市三町伝統的建造物群保存地区	約 4.4	S54. 2. 3
高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区	約 6.6	H16. 7. 6

## 現状と課題

- ・景観町並保存連合会に専門部会(町並保存部会、子ども伝承部会、広報部会)が設けられ、市民と市とが協働した歴史的な景観形成の取り組みが活発化しています。
- ・本市の貴重な財産である美しい景観を市民・事業者・行政等が協働して保全・活用していく必要があります。
- ・道路整備の進展や全国展開している店舗の進出などに伴い、幹線道路沿いなどでは屋外広告物が増加しています。
- ・構築物の色彩や高さ、屋外広告物等、景観の形成に大きな影響を及ぼすものについて、基準の見直しなどその在り方を考えていく必要があります。
- ・「高山市空家等対策計画」に基づき、地域や関係団体と連携して空家等を有効活用し、まちの魅力向上と良好な景観形成を進めています。
- ・まちの魅力を一層向上させる新たな景観の形成を図っていく必要があります。

## 主な取り組み

### 1) 個性ある景観の保全

良好な景観形成の推進や歴史的町並みの保全、景観保全に対する意識の醸成などにより個性ある景観の保全・活用を図ります。

#### ●町並景観の保全

- ・景観計画の基準の見直しや美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づく指導、景観重点区域・景観重要建造物の指定などによる良好な景観形成をすすめます。
- ・重要伝統的建造物群保存地区や市街地景観保存区域内の建造物の修理・修景に対する支援や伝統構法木造建築物の耐震化の促進などによる歴史的町並みの保全に努めます。
- ・景観重要建造物の修理・修景や生け垣・塀の設置に対する支援、無電柱化の推進や看板等の除去などによる市街地等における景観の保全・向上に努めます。
- ・空き家となっている町家等の再生や活用などによる町並み景観の保全に努めます。

#### ●自然景観の保全

- ・歴史的な街道の整備や街道沿いの集落景観の保全などによる農山村景観の保全に努めます。
- ・森林の保全や特定外来植物の駆除などによる自然景観の保全に努めます。
- ・農地転用や宅地開発に対しては、関係法規の適正な運用による許可、指導を行うとともに、農業経営の強化や荒廃農地の解消などにより総合的な取組をすすめます。
- ・「都市計画法」に基づく用途地域指定や「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」、伐採に関する法令手続などの適正な運用により、建物の高さ制限、緑地の保全な

ど山岳景観の保全に努めます。

- ・「高山市緑の基本計画」に基づき、「みどりの保全契約」の締結により市街地周辺の里山や身近な緑を保全するための支援や指導を行うとともに、市が里山を取得し適正な管理を行うことで里山景観の保全を推進します。
- ・太陽光発電設備等の設置に対し、生活環境や美しい景観の維持保全を図りながら自然エネルギー導入を促進するため、高山市開発行為に関する指針に基づき指導・助言を行います。

### ●景観保全に対する意識の醸成

- ・美しい景観と潤いのあるまちづくり条例などに基づくまちづくり協定の締結をすすめます。
- ・景観町並保存連合会と協働した意識啓発や児童生徒の郷土学習などによる景観保全に対する意識の醸成を図ります。
- ・地域住民の活動への助言や地域住民と市民活動団体の連携強化などによる景観保全に取り組む団体等の育成や支援に努めます。
- ・ごみのポイ捨てに対する指導や路上喫煙禁止区域の見直し、河川の一斉清掃などによる美観の維持をすすめます。

表 8 高山市内の市街地景観保存区域

単位: m<sup>2</sup>

区分	名称	面積	指定年月日
第 1 種	東山保存区域	202,192	S49. 2.15
	神明町保存区域	4,185	S49. 2.15
	寺内保存区域	22,547	H 4.11.24
	下三之町中組保存区域	4,952	H 6.11.22
	片原町保存区域	9,120	H10.11.24
	下三之町上組保存区域	12,820	H20. 3.25
	宝珠台組保存区域	5,140	H20. 3.25
	八幡町保存区域	23,373	H21. 3.31
	上一之町大町会保存区域	18,018	H21. 3.31
	下一之町保存区域	27,922	H27. 3.31
第 2 種	上二之町保存区域	6,410	S49. 2.15
	上三之町保存区域	1,290	S49. 2.15
	上一之町上保存区域	12,700	S61.11. 1



古い町並（国選定重要伝統的建造物群保存地区）

## 2) 新たな景観の創出

歴史的風致の維持向上や景観と調和した建築物・看板等の整備の促進などにより新たな景観の創出を図ります。

### ●新たな景観の創出

- ・ まちなかの伝統的建造物を活用した拠点施設において、様々な活動を通じて次代を担う若者の飛騨高山に対する誇りと愛着を育むとともに、歴史ある建物の保存と町並景観の維持向上を図ります。
- ・ 河川の整備や宮川河川沿い遊歩道の整備促進などによる良好な水辺空間の創出に努めます。
- ・ 周辺環境や景観との調和に配慮した公共施設整備をすすめます。
- ・ 誰もが利用できる一般開放型トイレ施設の整備への支援などによる景観や利用環境の向上に努めます。
- ・ 優れた景観デザインの創出活動に対する顕彰などによる景観と調和した建築物・看板等の整備を促進します。





## 現状と課題

- ・都市計画区域では、中心市街地において空き家・空き店舗が増加する傾向にあり空洞化が進行する一方、郊外での宅地開発が進んでいる状況となっています。また、都市計画区域外では人口減少が都市計画区域に比べ急速に進行している状況にあります。
- ・今後の人口減少を見据え、地域コミュニティの確保に配慮しながら、インフラ整備の選択と集中や土地利用の複合化、生活に必要な施設の再配置などにより持続可能な都市構造とする必要があります。
- ・豊かな自然や農地、歴史・文化等の地域資源を保全・活用した土地利用をすすめる必要があります。
- ・平成29年度で駅周辺土地区画整理事業が完了しましたが、駅西地区には利用度の低い土地が残存しています。また、その周辺の公共施設は老朽化しており、更新が必要となっています。市民の利便性を高める都市機能の充実、観光客等にも魅力的なまちづくりを進めるため、駅西地区の再整備が求められています。
- ・高齢化の進展によって自分で運転できない人が増え、公共交通の担う役割が増大しており、地域の実情に応じた、効果的で効率的な地域公共交通の運行が求められています。
- ・人口減少、少子高齢化が進展する中、既存の施設を活かした公園の環境整備が求められており、既存の公園を多様な目的で利用できるよう、利用者ニーズを踏まえた整備を行う必要があります。

## 主な取り組み

### 1) 土地利用の適正化

土地の実態把握や秩序ある土地利用の促進などにより総合的な土地利用をすすめます。

#### ●総合的な土地利用

- ・都市計画制度の活用や美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づく規制・誘導などによる秩序ある土地利用をすすめます。
- ・情報提供や啓発を通じた意識の醸成、建築協定・まちづくり協定の締結などによる市民と協働した土地利用をすすめます。

#### ●利便性を高める土地利用

- ・高山駅の東西が一体となったにぎわいと活力にあふれる中心市街地を形成するため、駅西地区の再整備を進め、土地の高度利用による都市機能の充実やまちの魅力向上を図ります。
- ・生活に必要な施設の整備やにぎわいのある商業空間の形成などによる中心市街地における都市機能の集積を図ります。

- ・各地域の核となる地区における道路等の基盤整備などによる居住環境の向上や産業振興の促進に努めます。

#### ●地域特性を活かす土地利用

- ・重要伝統的建造物群保存地区やその周辺地域における修理・修景、防災対策の実施などによる歴史的町並みの保全に努めます。
- ・自然や歴史的な街道、街道沿いの農山村集落など地域に残る良好な景観の保全・活用に努めます。
- ・都市計画区域の拡大区域における規制・誘導の実施などによる秩序ある土地利用をすすめます。
- ・優良農地の確保や農地転用許可制度の適正な運用、都市計画・森林整備計画などの相対的な計画の調整により、農地及び農用地区域の保全に努めます。
- ・造林事業の推進など森林の保全と整備に努めるとともに、里山的な森林では広葉樹材の生産や生活環境保全林といった自然とのふれあいの場を確保するなど、多様な活用をすすめます。

#### ●安全・安心を確保する土地利用

- ・森林の保全などによる災害の防止や水源かん養機能等の確保に努めます。
- ・災害時におけるライフライン確保のための基盤整備や土地の安全性に対する意識の醸成などによる、安全・安心を確保する土地利用をすすめます。

## 2) 公共交通の利便性の向上

効果的で効率的な自主運行バスの運行や少量輸送体制の確立、ユニバーサルデザインへの配慮、環境負荷の低減の促進などにより地域公共交通の利便性の向上を図ります。

#### ●地域公共交通の利便性の向上

- ・路線バス・鉄道・タクシー・自家用有償運送との連携や路線及び利用者負担等の見直しなどによる効果的で効率的な自主運行バスの運行に努めます。
- ・小型バス・タクシー車両のデマンド運行や自家用有償運送の活用などによる地域特性や利用実態に対応した少量輸送体制の確立に努めます。
- ・市民乗車バスや子どもを対象とした地域バス等料金の無料化等の利用者負担の軽減、観光特化型バスの運行やイベント開催などによる地域公共交通の利用を促進します。
- ・公共交通機関の施設・車両の整備などによるユニバーサルデザインへの配慮を促進します。
- ・地域公共交通の利用や温室効果ガス排出量の少ないクリーンエネルギー自動車の導入促進、自転車の利用促進などによる環境負荷の低減を促進します。

### 3) 居住環境の整備

生活に身近な道路環境の向上や利用しやすく特色ある公園づくりなどにより居住環境の整備をすすめます。

#### ●特色ある公園づくり

- ・利用者ニーズを踏まえた施設の改修などによる利用環境の向上を図ります。
- ・遊具等の公園施設の補修・更新やユニバーサルデザイン化などによる安全で安心して利用できる環境整備をすすめます。
- ・中心市街地において誰もが気軽に利用できる憩いの場の整備などによる回遊性の向上を図ります。
- ・市民と協働した公園の清掃や草花の手入れなどによる公園づくりをすすめます。
- ・地域の資源や特性を活かした合併記念公園等の公園施設の情報提供などにより利用を促進します。

#### ●道路環境の整備

- ・高速交通網や地域間連絡交通網、幹線市道の整備などにより、幹線道路ネットワークの構築をすすめます。
- ・避難ルートの確保や点検体制の確立などにより災害に強い道路整備をすすめます。
- ・地域の要望に応じた道路整備や道路施設のユニバーサルデザイン化の推進などにより生活に身近な道路環境の向上を図ります。
- ・快適な歩行空間の創出や交通渋滞の緩和などにより道路利用の快適性の向上を図ります。



臥龍公園（一之宮町）



まちなみバス

表9 高山市内の公園の設置状況

都市公園	種別	名称
	総合公園	城山公園
	運動公園	中山公園
	近隣公園	北山公園、赤保木公園、アルプス展望公園「スカイパーク」
	街区公園	日の出児童公園、山王児童公園、緑ヶ丘児童公園、守ヶ丘児童公園、上岡本児童公園、石ヶ谷児童公園、花里児童公園、中山の里ふれあい公園、中山の里ふれあい公園(第2)、荏名公園、くぬぎ公園、中山さわやか公園、昭和児童公園(ポッポ公園)、こくふふれあい公園
	都市緑地	宮川緑地公園、松倉シンボル広場、大雄寺広場、上枝村役場跡広場、黒岩広場、宮川水辺ふれあい公園、友好の丘、国分尼寺史跡広場、七日町広場
	歴史公園	風土記の丘史跡公園古墳広場・古代集落の里、車田史跡公園、川上別邸史跡公園
	広場公園	市制50周年記念公園中橋公園、市民広場、まちの博物館公園
	風致公園	原山市民公園
	地区公園	地域
丹生川		尾崎城公園、グリーンパークひろ野、見学の丘、みはらし広場、五味原ふるさと公園
清見		桜つつみ公園、大谷しだれ桜公園
荘川		北野農村公園、くるまーと六厩公園、荘川桜公園
一之宮		臥龍公園、一之宮ふれあい広場、みずなしゆうあい広場、分水嶺公園、位山遊びの散歩道、位山スポーツ広場、位山さくらの森、一之宮駅前広場、御旅公園
久々野		桃源郷公園、美女街道展望広場、あららぎ公園、久々野ふるさと公園、女男滝公園、飛驒川河川公園
朝日		すずらん公園、諏訪の森、あさひふるさとの森、美女高原公園
高根		美人岩公園、たかねふれあい広場
国府		宇津江2・3区農村公園、宇津江農村公園、三川農村公園、村山農村公園、三日町農村公園、桜野公園
上宝		鍋平園地、たから流路工河川公園

## 基本目標5 環境にやさしい人づくり

豊かな自然環境を保全し健康で文化的な生活を将来にわたって持続するためには、市民、事業者、行政などが一体となって協働して取り組むことが重要です。

情報共有や環境学習の推進、環境保全団体の育成などにより、自発的に行動できる環境にやさしい人づくりをすすめます。

### 基本施策① 情報の共有



#### 現状と課題

- ・ 環境問題への関心や理解を促し、主体的な環境活動の実践につなげるため、環境に関する情報の収集、整理を図るとともに、積極的な情報発信を行い、市民との情報の共有をすすめる必要があります。
- ・ 広報紙や電子メール、ホームページ等、様々な媒体を活用し、市民のニーズにあった環境に関する情報を効果的に提供する必要があります。

#### 主な取り組み

##### 1) 情報の収集と提供

環境に関するイベントや講演会の開催、広報・ホームページを活用した情報発信などにより情報共有をすすめます。

##### ●環境情報の収集

- ・ 国や県が発表する各種調査結果や公害・地球環境問題等、環境に関する情報の収集に努めます。
- ・ 身近な動植物や自然景観、生活環境から地球環境等、複雑・多岐にわたる環境情報を目的や世代等それぞれに対応できるよう整理をすすめます。

##### ●環境情報の提供

- ・ 環境に関するイベントや講演会の開催、広報たかやまやホームページ等の各種媒体の活用により、市民や国内外への情報発信をすすめます。
- ・ 環境に関する問題について、市民、事業者の理解を深めるため、常に新しい情報の提供に努めます。
- ・ 市民や事業者等が容易に環境に関する情報を入手し、理解と認識の向上につながるよう、情報の共有を図ります。

## 現状と課題

- ・本市では、子どもから大人まで市内のさまざまな動植物や自然環境を学ぶことができる山の自然学校や小中学生を対象とした自然環境学習、カワゲラウォッチング等を開催することにより、市民等への環境教育や環境学習の機会を提供しています。
- ・市民一人ひとりが環境問題を正しく理解し、行動を実践していくために、環境について学ぶ機会を充実する必要があります。
- ・地球温暖化対策や生物多様性保全、ごみ処理など、環境問題は多岐にわたり複雑化しているため、幅広いテーマで学習機会を提供する必要があります。
- ・伝統的文化や行事を継承・発展させていくために、その意義や「いわれ」を理解するとともに地域文化に対する市民意識の高揚を図る必要があります。
- ・環境に配慮した家庭習慣や地域習慣を後世に確実に継承するために、家庭や地域の理解と協力・実践を図る必要があります。
- ・身近な地域での環境活動を活性化するため、学校や家庭、地域の連携による環境学習・環境教育の充実を図る必要があります。

## 主な取り組み

### 1) 学習機会の提供と教育の充実

自然環境学習・ワークショップ・出前講座の開催などにより環境学習をすすめます。

#### ●環境教育・環境学習の推進

- ・子どもから高齢者まであらゆる年齢層が生涯を通じて環境教育・環境学習を受けることのできる機会の充実を図ります。
- ・環境課題に応じた講習会や研修会、出前講座の開催、情報提供を進めることにより、各地域における指導者の育成に努めます。
- ・家庭や地域における環境保全習慣や家庭習慣の継承に努めます。
- ・自然環境や地球環境、生活環境等、人が生活することによって及ぼす影響や人と自然の関わり方についての理解の醸成を図ります。
- ・自然環境学習や山の自然学校の開催などにより、自然とふれあうことのできる機会の創出をすすめます。
- ・自然エネルギーの活用や市産材の利用による環境や安全性に配慮した学校施設や机・椅子等の整備を促進します。
- ・飛騨高山森のエコハウスを利用し、多世代を対象とした木育活動など環境教育の取り組みをすすめます。
- ・ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を取り入れた環境等に関する教育や交流・

体験活動などの取り組みをすすめます。

●**環境学習活動への支援**

- ・カワゲラウォッチングや自然環境学習の開催、特定外来生物の駆除などにおける指導者の派遣や運営補助などによる活動を支援します。
- ・環境学習や地域活動を行う各種団体の活動を支援します。

●**環境学習の充実**

- ・飛騨高山大学連携センターや企業、市民活動団体等と連携し、子ども大学など環境に関する様々なテーマを学ぶ機会や学習メニューの充実を図ります。

## 現状と課題

- ・地域の緑地や公園の整備・保護をはじめ河川環境の整備、古い町並や景観の保護・保全、史跡や文化財の保存・継承、資源回収やリサイクル活動、自然保護など多種多様な活動が団体や個人により行われています。こうした活動は、地域の環境保全や環境教育、地域社会の融和などに大きな貢献をしており、これらの活動を促進するとともにその連携の強化や活動団体への支援など市民運動の活性化を図る必要があります。
- ・多様化する市民ニーズや地域課題に対応するため、市民、地域、行政が協働してまちづくりに取り組む必要があります。
- ・地域活動への市民参加を促進するとともに、地域活動の組織や内容を見直して、地域の力を最大限に引き出し、地域活動の持続性を高める必要があります。

## 主な取り組み

### 1) 意識の啓発と連携の強化

高山市快適環境づくり市民会議やボランティア活動団体への支援などにより環境保全活動団体の育成を図ります。

#### ●環境保全活動団体の育成

- ・高山市快適環境づくり市民会議による環境保全活動や学習を通じた各団体間・地域間の交流を図り、連携の強化に努めます。
- ・地域社会の融和と環境保全活動の推進を図るため、市民活動団体や地縁団体等の団体間の連携を強化するとともにその活性化に努めます。
- ・各種ボランティア活動団体の支援などにより、環境保全活動団体の育成をすすめます。

#### ●市民協働による環境保全活動の推進

- ・高山市民憲章の理念に基づき、市民、家庭、地域、各種団体、事業所等による主体的な活動を促進します。
- ・資源回収やリサイクル活動など地球環境保全に向けた市民活動の支援に努めます。
- ・生産活動に伴って生ずる産業廃棄物の資源化や工場排水・排熱の再利用をはじめ、自然エネルギーの利用、リサイクル製品の開発、国際標準化機構(ISO)の国際規格制度の取り組み、ESCO事業の実施など、環境に配慮した企業活動への意識の高揚を図ります。
- ・大量生産・高速型のライフスタイルからゆっくり、ゆったり、ゆたかに地域の自然・歴史・伝統・文化を大切に暮らす環境にやさしい持続性のある生活(スローライフ)の実現に向けた取り組みをすすめます。
- ・各地区のまちづくり協議会に身近な生活環境に関する情報の提供や専門的な技術、手法等について情報共有を図ることにより、協働のまちづくりにおける環境保全に関する



る取り組みを促進します。



生物多様性等自然環境学習



カワゲラウォッチングの様子